

総合科学技術会議  
第 3 2 回生命倫理専門調査会議事概要（案）

- 1 . 日時 平成 1 6 年 5 月 1 2 日（水）1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0
- 2 . 場所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 1 特別会議室
- 3 . 出席者  
（委員）薬師寺泰蔵会長 阿部博之議員 大山昌伸議員 岸本忠三議員  
黒田玲子議員 石井美智子委員 位田隆一委員 垣添忠生委員  
勝木元也委員 島菌進委員 高久史磨委員 西川伸一委員  
藤本征一郎委員 町野朔委員 南砂委員 鷲田清一委員  
  
（事務局）林統括官 永松審議官 上原審議官 清水審議官 外山参事官 他
- 4 . 議題  
（ 1 ） ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方について  
（ 2 ） その他
- 5 . 配付資料  
資料 1 総合科学技術会議第 3 0 回生命倫理専門調査会議事概要（案）  
資料 2 総合科学技術会議第 3 1 回生命倫理専門調査会議事概要（案）  
資料 3 最終報告書素案作成に向けた意見書  
資料 4 最終報告素案の作成方針（案）  
  
参考資料 1 マウスにおいて単為生殖で成体まで成長させることに成功した  
ことがネイチャーに報告されたことについて  
参考資料 2 ネイチャーに掲載された韓国のヒトクローン胚作成に関する倫  
理的論議について

午後 1時03分 開会

(薬師寺会長) 時間がまいりましたので、始めさせていただきたいと思います。

お忙しいところどうもありがとうございました。連休の間にたくさんいろいろなことをお願いいたしまして、申しわけございませんでした。今回は32回 of 生命倫理専門調査会でございます。少し広い部屋をとらせていただきました。

それでは、まず早速ですけれども、資料の確認を事務局にやらせます。よろしくをお願いします。

(外山参事官) 資料1が前々回の議事概要、資料2が前回の議事概要、それぞれ案でございます。資料3が先生方からいただきました最終報告書素案作成に向けた意見書、資料4が最終報告書案の作成方針(案)、それから参考資料を2つつけておりまして、1がマウスにおける単為生殖のネイチャーの記事の報告でございます。参考資料2が先般の韓国のヒトクローン胚の作成に関する倫理的論議についてということで、これもネイチャーの記事でございます。

以上であります。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

お手元に今の資料がございますでしょうか。

それでは、先に進めますけれども、まず議事概要でございます。

前回、少しペンディングにございましたけれども、前々回、30回及び前回でございますが、31回の議事概要につきましては、既に先生方にはお手元にお配りをして、コメントを踏まえて修正済みでございます。特にご意見がなければこれで確定をしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、確定させていただきたいと思っております。

それでは、審議の案件でございます。今日は今資料の説明がございましたように、重要な案件がございますので、よろしくをお願いいたします。

先生方には、先ほど少し初めの冒頭でお礼を申し上げましたけれども、大変お忙しいところ、ご意見をちょうだいをいたしまして、ほぼ全員からご意見をいただきました。資料3でございます。私の方から大変ご無理なことをお願いをいたしましてありがとうございました。非常に積極的に皆様からご意見をちょうだいして大変感謝しております。

それで、資料3の中にごございますけれども、特にご意見はこの中に入っておりますけれども、時間を少しとらせていただきまして、補足意見があるならばおっ

しゃっていただきたいと思います。

(外山参事官) その前に、委員からの要請で参考資料が出ておりますので、それを先に報告させていただきたいと思います。

(薬師寺会長) どうぞ、失礼いたしました。それでは、参考資料をお願いいたします。

(外山参事官) 参考資料1でございますけれども、これはマウスにおいて単為生殖によって成体まで成長させることに成功したことがネイチャーに報告されたわけでございますけれども、これは本調査会でも受精胚を用いた先天性の難病研究の是非の際、ゲノムインプリンティングについても議論があったことであるとか、あるいは一部マスコミの論調で、ヒトの生命の萌芽をこのような単為生殖にまで広げて考える必要があるのではないかという指摘もあったことから、会長のご指示によりその論文を紹介するものであります。

これはネイチャーの4月22日号でございますけれども、記事の概要は東京農業大学の河野教授らが精子を使わずに、卵子だけからマウスを誕生させる単為生殖に世界で初めて成功したということで、誕生したマウスは成体にまで成長し、生殖能力を持つことを確認されたということでございます。

哺乳類の個体発生に不可欠と考えられるゲノムインプリンティング機構に關与する遺伝子の操作により、この成功がもたらされたということでございますけれども、事実関係と書いてございますけれども、今回の実験は遺伝子組み換えを行ったマウスの交配により、特定の遺伝子を欠損させたマウスの新生児を作成して、そこから未成熟卵母細胞を採取して、その核を精子のかわりに利用するものであるということでございまして、生殖補助医療研究専門家によれば、マウスとヒトでは生殖の仕組みにかなりの違いがあるとのことございまして、現時点では今回のマウスにおける成功がヒトにおける単為生殖の道を開いたものとは考えられないとのことございまして。

この事実関係と書いてありますのは、ちょっと踏み込んだ発言でございますけれども、先ほどの問題意識から書かせていただいたということでございます。

それから、もう一つは参考資料2でございますけれども、韓国におけるヒトクローン胚の研究の現状につきましては、確か3月15日の第28回の当委員会でご紹介したところでありますけれども、こういった実験の意義等に関する検討は検討事項に入っているわけでございますけれども、先般島園委員から、このネイ

チャーに掲載された議論について報告するよう指示がありましたので、ご紹介するものでございます。

ネイチャーの5月6日号でございますけれども、1ページ目と3ページ、それから、12ページから14ページに載っているわけでございますが、3ページ及び12ページから14ページにつきましては、ネイチャー誌のアジア・大西洋通信員の記事の紹介でございます。これを受けて1ページにネイチャーの編集者の記事が載っているということでございます。

記事の概要でございますけれども、今年2月、世界で初めてヒトクローン胚から幹細胞を樹立した韓国ソウル大学のHwang博士らに対して、韓国の市民権向上活動家らが卵母細胞を提供したボランティアの募集方法が倫理規定にのっとった適切なものであったかどうかを明らかにすることを求めているということでございます。

サイエンスの2月の報告の際に連名になっていた博士課程の学生がいるわけございまして、この方がネイチャー誌のインタビューに対しまして、一たんはご自身と研究室のもう一人の女性が報告の研究に協力した卵子の提供者16名の中に入っていたと答えたことが一因でございます。その後、ご本人はインタビュー時の英語力不足から誤解を招いたためであって、提供者でなかった旨回答をしたということでございます。ここで研究に関連する学生や雇用者が卵子の提供者に含まれた場合、上司による強制が関与する可能性があるため、問題となったという記事でございます。

そのほか、卵子の提供には精神的、肉体的な苦痛が伴う可能性もあるため、例えば米国では提供者は数千ドルを受け取った例があるであるとか、それから無償で16名から242個もの卵子の提供を受けたということに対する疑問の声もあるとしております。しかし、Hwang博士は国による文化の違いも勘案するべきであるとか、あるいは公益、あるいは国益への貢献にアジア社会は大きな重点を置いているという主張をしております。

これをめぐりましては、韓国生命倫理協会が国立人権委員会に対して、Hwang博士らの研究における卵子提供者の募集方法などや大学の倫理委員会の研究への許可が適切であったかどうかを調査するよう要求してございまして、それで政府の出資委員会から5月21日までにその調査の可否について結論が出る予定だということでございます。

韓国では、昨年12月に法律が成立して、ヒトの卵子を使う研究には政府の委員会の許可が必要であることが規定されておりまして、一方、2005年1月までは法律が施行されない予定であります。Hwang博士らはヒトクローンに関する研究を現在中断しているということでございます。

以上がアジア・大西洋通信員の議事でございますけれども、ネイチャー編集者はこれを受けまして、このような問題を予測できなかった大学の倫理委員会の対応を批判しております。研究参画者が卵子提供者にならないよう安全措置をとっていたかどうかを一刻も早く明らかにしないことには、韓国の科学研究、また世界的な治療的クローニング研究の未来は厳しいものになるだろうと述べております。

以上であります。

(薬師寺会長) 参考資料の説明部分を忘れて申しわけございませんでした。

重要な参考資料1、マウスにおける単為発生、単為生殖ということでございますけれども、それも報告をすべきだということで行いました。

それから、ネイチャーにおける韓国のヒトクローン胚の作成に関しましては、島藺先生から報告が必要であろうということで、私もそういうふうに思いまして報告させました。よろしゅうございますでしょうか。

(島藺委員) この韓国のクローン胚からのES細胞の成立につきましては、会長ご自身、あるいは総合科学技術会議の方から資料の提供が4月の会議でしたでしょうか、3月の会議でしたでしょうか、ございました。その際に、私の意見書に書いてございますが、24ページですが、この件は非常に重要であるので、討議が必要だということをお申しました。そして、その機会が先に与えられるであろうというふうなお答えをいただいたと思っておりましたが、いまだにまだ機会をいただいております。

それで、その間にこういうことが起こったわけでありまして、こういう問題についての十分な検討がなされているかどうかは大変重要な問題であると思っております。なぜこのように二百数十個の卵子というようなものを得るということに多大な困難が伴うことはわかっているわけでありまして、そのことについての十分な倫理的検討がなされないままに行われてしまったのか、それについて特に総合科学技術会議の医学系の先生方からお話を伺いたいと思っております。

それから、またこのように大事な問題が隠される傾向があるということについ

て、この問題は3月以降の議論で取り扱っていただいたんですけれども、未受精卵の採取が大変な女性に対する身体的な負担とリスクを伴うということに対して、久保春海先生のご報告がありました。そのときにどういうわけか排卵誘発剤に伴うリスクの問題がなかったわけですが、そのことについて、藤本先生からどうしてそういうことであったのかということを知りたいと思っております。

また、もう一つ関連ですけれども、日本産婦人科学会において、受精卵研究がこれまでどう行われてきたかということについて、第20回の会議のときの報告をお願いいたしました。それでは不十分であるので、さらに資料の準備を進めていращやるということを伺っておりますが、そのことについてもお話を伺えたら幸いです。関連しておりますので、申し上げました。

(薬師寺会長) 島藺先生、それは私も承知しております。母体の侵襲のことに関しては、きちんといろいろな点で対応しなければいけないというふうに考えております。

それで、韓国の場合、先生からご指摘がありましたけれども、私としましては、韓国の例でございまして、ネイチャーに今度掲載されましたことを受けまして、少しまず報告させていただいたわけでございます。

それで、韓国の例に関しまして議論をするということが果たして我々がやるべきことかどうかというのはわかりませんが、それは報告という形でさせていただきました。そして、そういうことで先生のおっしゃる意図はいろいろな中で取り組んでいたというふうに私は理解をしているわけでございますけれども、今日はちょっと先に進ませていただきまして、もし先生の方から今のようなお話があった場合には、少し文章でリクエストいただきまして、それでそれに対してまた次回にでもきちんとした対応をさせていただきたいと思っております。それでいかがでしょうか、よろしゅうございますでしょうか。

(西川委員) インターナショナル・ステム・セル・フォーラムというのがあって、ヒトES細胞について議論する会があって、ぜひ韓国もメンバーになっていただいて、そういうサークルの中で、これはもともとオープンにネットサイトができていますから、議論しようということになっています。

このペーパーが出たときから、一応Eメールでそういう議論がされて、どうしてもメンバーに入っていたかどうかは難しいところで、多分入っていたかと思うんですが、入っていただいた上で実際に同じ土俵で議論するというこ

とは今検討中です。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

それでは、先に少し進ませていただきまして、外国の例はたくさんございまして、その都度ご報告をしなければいけないというふうに私は考えております。韓国の場合のみならず、ほかのところでもいろいろなケースがございまして、今、西川先生がおっしゃったように、いろいろなそういう国際的なフォーラムがございまして、透明性を確保するためにはきちんとした報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、少しその順序を私が間違えましたが本論に入らせていただきたいと思っております。補足説明のことをごさいます、意見書をどうもありがとうございました。資料3に全員の意見が添付されてございます。

それで、そこでおっしゃっていることをごさいますので、特に補足意見がない場合にはそうおっしゃっていただいて、ただ民主主義でございまして、先生方を一回りさせていただきまして、時間もございまして、14名の先生がございまして、1分でやると14分かかるわけでごさいますけれども、時間的なご協力をお願いをして、もしなければそのまま先に進ませていただきたいと思っております。

まず、阿部先生の方から。

(阿部議員) 特にありません。

(薬師寺会長) それでは、大山先生。

(大山議員) 私も書面で提出したとおりでございまして、何も追加することはありません。

(薬師寺会長) それでは、岸本先生、何か。

(岸本議員) 特にありません。

(薬師寺会長) 黒田先生、いかがでしょうか。

(黒田議員) 書面のとおりです。

(薬師寺会長) それでは、石井先生。

(石井委員) 私も書面のとおりです。

(薬師寺会長) 位田先生。

(位田委員) 私の意見書は前回会長がご要請になった最終報告の構成の問題についてに限って意見書を出させていただきました。したがって、最終報告の実質的な内容にかかわる部分はこの意見書に書いておりません。それはまたそれで表明

できる機会があるかと思っておりますので、これが私の意見の最後で全部だというふうには必ずしもご理解いただかないようお願いいたします。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

それでは、勝木先生、お願いいたします。

(勝木委員) 特にございません。

(薬師寺会長) 島園先生。

(島園委員) 私のは、番号が違っております。修正で、4から9になっておりますが、1から6でございますので、内容は私も書いたとおりになっております。

(薬師寺会長) わかりました。ありがとうございます。申しわけございませんでした。

それでは、高久先生、お願いいたします。

(高久委員) 特別にありません。

(薬師寺会長) 西川先生。

(西川委員) 後でまた議論をやるわけですね。では、内容自体は。

(薬師寺会長) 藤本先生。

(藤本委員) ございません。

(薬師寺会長) 町野先生。

(町野委員) ありません。

(薬師寺会長) 南先生。

(南委員) ありません。

(薬師寺会長) 鷲田先生。

(鷲田委員) ございません。

(薬師寺会長) ありがとうございます。垣添先生。

(垣添委員) ありません。

(薬師寺会長) それでは、先生方にご協力いただきましてありがとうございます。

それでは、資料4をベースにご意見をちょうだいいたします。

資料4は最終報告書素案の作成案でございます。その構成に関しましては今、位田先生から少し補足意見がございましたけれども、中間報告書の構成はワーキンググループの先生方にご参加いただきましたけれども、位田先生を中心に中間報告書の構成をお考えをいただいたということでございますので、位田先生のお



考えたいなものを、先生の意見書の中にございますような形をベースに作成しております。この素案に関しましてご議論をいただきたいと思っております。

この資料4の中には、基本方針として1、2、3と最終報告書の概要素案として、目次とポイントみたいなものを書いてございます。時間もございますのでそれを分けて、議論をさせていただきたいと思っております。

まず、基本方針の3つでございますけれども、ここにございますように、現在の中間報告書を土台とし、構成、記述等の修正を行い、より簡素な最終報告素案を作成するというのが第1点でございます。

それから、第2点でございますけれども、前回でもご議論がございまして、私の方から述べさせていただきましてけれども、一貫した論理の記述でまとめることとし、そして委員の意見が1つの方向にまとまらない論点につきましては、両論併記ということはせずに、中間報告書は両論併記といたしましたけれども、一貫した論理で書かせていただきまして、そしてある部分に関しまして反対意見がございます場合には、問題点を説明する上で非常に有用であろうという点につきましては、本文中に書き入れたいと考えております。それが第2点でございます。

それから、これは位田先生、ほかの先生がおっしゃったのでございますけれども、私は法律屋ではございませんので、最高裁のことはよくわかりませんが、最高裁の決定でも少数意見というものはきちんと添付されているということで、その例にならないまして、少数意見が指摘する論点のうち、全く言及できなかったものについては、報告書の巻末に別途添付することを認める。これが1、2、3の基本方針でございます。これに関しまして、これまでの今までのご議論の流れ、それからヒアリング、そしてシンポジウム、パブコメ、さまざまなことをやらせていただきまして、それを包括的にこの中に取り込んだわけでございます。一応基本方針はこのとおりでよろしいかどうかについてご議論を賜りたいと思っております。10分ほどお時間をとらせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(西川委員)意見書のところで書いておいたんですけれども、ここは合意が不可能な場合には、両論併記を明記した方が僕はいいと思っております。一貫した論理が本当に存在し得るのかどうか、一貫した論理というのが基本的にコンセンサスを求めたいという1つの一貫的論理であるとかということであればわかるのですが、それを律するための1つの論理があるかどうかということに関しては、僕はかな

り疑問を挟んできましたので、明確にどこかで決める必要がある場合に、意見を意見として決める場所で提起していただけるような形の基本方針がいいのではないかなと、僕はこういう問題についてはそう思います。

(薬師寺会長) 西川先生の意見書を読ませていただきまして、そういうご主張であるということは私も理解をしております。

ほかにいかがでしょうか。

(勝木委員) 中間報告は、いろいろな論理がまだら状に書いてあり、非常にわかりにくい。にもかかわらず、多数意見とか大多数の意見として、論理を飛び越えて結論が出されている。しかし、論理を飛び越えて、「こういうことです」というのでは報告書にはなり得ないと思います。ここまで煮詰まってきましたと、お互いによく理解しようと私も努めてきましたが、なかなか理解していただけない。この間の中間報告書みたいに個人の意見をばらばらにしたら、またまだら状になりますので、もし最終的にまとまらなくなったとしましたら、少数意見を加えて一貫したものを報告書に添付するのが良いのではないかと思います。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(石井委員) 今の会長の説明と3の記述がちょっと違うように見えるのですが。他の委員の意見の中にもありましたように、少数意見をきちんと載せるべきであると思います。この3の書き方ですと、論点のうち全く言及できなかったものについてだけ別途添付する。そうではなくて、多数意見というか、報告書が1つの一貫した論理で書かれるとすれば、それがどうなるかわからないうちに少数意見を言うのは何ですけれども、少数意見についてもその結論を導く一貫した論理で書かれる必要があると思います。

(薬師寺会長) これは、この前の4月16日の第31回の配付資料、参考資料3でございますが、これは井村前会長のシンポジウムにおける説明資料でございますけれども、本日は先生方のお手元にはないかと思いますが、それぞれに関しましてヒト胚、受精胚の位置づけ、それから研究目的の受精胚の作成、それから人クローン胚の倫理的な位置、人クローン胚の作成というふうに井村先生は4つにお分けになりました。そのそれぞれについて合意している部分と少数意見とそういうものがあるだろうということでございまして、どうしてもこの流れの一本の筋をその論理的、ただ論理的というのは論理学における論理的なものでございませ

んで、例えばこれを例外的に認める場合にはそれはなぜかというような理由もきちんと書いて、そういう中でそういう意味での論理一貫性、つまりこれは倫理、ヒトのことです。だから、これを右とか左とかというのは論理的に文科系の人間としてはできない。そうすると、例外を設けるような場合がもしできるならば、それはどういう理由であるかということを経験的な知見と社会的ないわゆるルールの中で論理一貫性が必要であろうと思います。

ただ、断定的にこの論理でこちらとかあちらとかというのは、なかなかいわゆる私の言う論理の中ではない。そうした場合に、どうしてもどちらかの一貫性で議論を進めるときに、その部分に関しては自分は反対であるというようなものがあるならば、それはそういう中に書き入れようと、そういう反対意見があったということも書き入れようと。ただ、全体の流れとして、流れ自体がいわゆる問題であると、それから結論が問題であるということであれば、これは勝木先生がおっしゃったように、それはそういう方が少数意見としてこの部分に関しては私はいわゆる反対であるというようなことは書き入れます。

ただ、ここの部分に関しては反対、こっちが少数というようなことではなくて、そういう一貫性で書いて、なおかつそれでも少数意見を入れるつもりでございますけれども、最後に反対意見として全体は自分が反対であるというふうに、今までの議論としては僕はあり得ないとは思いますが、でもいわゆる結論が反対であるならば、それは反対というふうに少数意見として書く必要がある。そういう意味でございます。

石井先生、それでよろしゅうございますか。

位田先生、そういうことで。

(位田委員) 順番で、島園先生から。

(薬師寺会長) それでは、島園先生、申しわけございません。

(島園委員) 今、石井先生がおっしゃったことは本当に重要なポイントだと思いますので、薬師寺会長のご説明では十分にわからなかったもので、もう少し伺いたいんですけれども、まず最初に現在の中間報告書を土台としてというふうに書いてございますので、中間報告書がのっとなっているところの考え方の筋道といたしますか、そういうものを土台にするということではないのかなと。しかし、それ自身についてかなりの議論があって、それはかなりまとまった意見にもなっていると思われまして、ですから、少数意見を重んじるということであれば、ある程度少

数意見の筋道というのを中間報告書とは異なる形で示す、そのようなことがないと、ここで議されたことが本当に反映されて、国民にここで議されたことの意味がよくわかるというふうにはならないのではないだろうか、そういうふうを考えます。

(薬師寺会長) 恐らく、これから概要素案について一つ一つ先生方のご議論、ご意見をちょうだいするようになると思います。

それで、中間報告書を土台ということは、今まで2年有余の形で議論をしてきたものでございますから、それを全く無視して全く新しいものを書くということではない。その中に先生方のお考えが既に入っている、両論併記の中で。そうした場合に、両論併記の中に関しましても、例えば中間報告書の構成に関しましても、果たしてこれでいいのかどうかということもございませうし、それから簡素化する必要があるかどうかということもございませう。

それから、もう一つは大多数とかというような書き方がございましたから、そういうものも改めなければいけない。そうすると、国民から見ますと1つの流れがあって、そしてそれが議論の中で趣旨一貫をしている、それが最終報告書であるけれども、でも中にはこの部分に関しては反対である。常にどの部分に関しても賛成、反対というふうに両論併記にしますと、国民の形から見るとわかりにくいということございませう、そういう意味での国民がわかるような一貫性の論理というものを論理学ではなくて、社会的なルールとして書いていこうと。それに関しましても、どうしてもこのルールに関しましても、個々の部分に関しましても自分はこの考えであるということがございませうから、そういうものを書いていこうと、こういうことございませう。ですから、中間報告書のとおりのトーンでやるかどうかというのは、これからご議論をしていただいて、たたき台としては土台としては中間報告書を土台にせざるを得ないだろうということございませう。

(位田委員) 基本方針3つのうちの1つ目の現在の中間報告書を土台とするというのは、それはそのとおりだと私は思います。というのは、それはそれなりにいろいろな意見が書き込んであるからでして、中間報告書から全く離れて新たに報告書を起こすということは現実的ではないというふうには思います。

ただし、その基本方針の2番目ですが、一貫した論理の記述でまとめること。こういうことを申しては僭越ですが、私が出した今回の意見書の考え方をいろいろ

る取り入れていただいているところもあるようですので、その点は感謝を申し上げます。その点で一貫した論理の記述でまとめるというのは、私とその修正策の6という、この意見書でいけば11ページになると思いますが、そこで述べていることです。しかし、問題はその次の行に両論併記とはせずどうするのかということが実は書いてありません。両論併記とはせずに、例えば中間報告書で大多数である、もしくは多数であるという方向の意見でおまとめになるというのがこういう合議制の機関の報告書としてはある意味では妥当だろうと思います。

もちろんその際に、反対意見で問題点を説明する上で重要なものについては言及していただくのは、それはそれで構わないとは思いますが、両論併記とはせずにどうするのが基本方針なのかということは明示していただく必要がある。そのときに、仮に少数意見があるとすれば、つまり最終報告書の中で一貫した論理の記述で書かれて、それには同意できない意見が仮にあるとすると、それは「全く言及できなかったもの」ということではなくて、この基本方針の3は私の意見の修正策の8に近いところかと思いますが、むしろその最終報告書の論理とは違う論理があり得るということで、少数意見を、私が前回もしくはそれ以前から申し上げているように、最高裁の少数意見のように別途報告書の巻末につけるといえることがかえって必要なのではないかと。

先ほど薬師寺会長が結論がノーであるんだったらノーと書いていただければいいというふうにおっしゃいましたけれども、問題は今、会長がおっしゃったように、この最終報告書で考えているのは、社会的なルールとしての生命倫理ですので、こういう生命倫理のルールをつくるんだということのためには、考え方の筋道を示す必要がある。

したがって、最終報告書の、ある意味では本文と申し上げるべきかと思いますが、本文に示される考え方にのっとって何らかの結論が出されるのであれば、それはそれで最終報告書としての本文ですけれども、それとは違う考え方にのっとって、そして場合によっては違うルールを提示するという考え方があり得るのであれば、それは結論がイエスかノーかという問題ではなくて、むしろ理由と筋道をきちっと示すことによって、国民にこういう考え方もあるよというふうに示すべきではないかと思います。

そういう意味では、私は西川委員が両論併記でいいとおっしゃっていることに賛成するので、ただしそれは私は本文に書くのではなくて、むしろ本文は仮に多

数意見でいくのであれば多数意見の考え方、筋道で通していただいて、それと別に違う意見があるとすると、少数意見なりもしくは個別意見なりという形でつけ加えるというのが必要ではないか。ただ単に私はイエスですとかノーですとかという意見ではなくて、そういうことが必要だろうと思います。したがって、基本方針の3の全く言及できなかったものについてはというのは、少なくとも私が修正策の8で書いた意図とは全く違っておりますので、これは私の考え方に乗っかっているものではないということは申し述べておきたいと思います。

(薬師寺会長) そういたしますと、ほかに。

(南委員) 私も申し上げることはほとんどないんですけども、私は意見書の中で最終報告書は「起草し直した方がいいのではないかと」書きましたが、それは結局、中間報告を全く無視してという意味ではないということは申し上げておきたいと思います。今、位田先生や西川先生がおっしゃいましたように、最終報告をどういうふうにイメージをするかということだと思っております。中間報告はそれなりに「現状はこうである」という、どういう問題があり、どういう意見があるというようなことを挙げ連ねたというか、現状を検証したという意味では意義が非常に大きいものであったと思っております。それが最終的な報告になり得るのかどうかということが疑問だったので、最終報告書は、やはり論理的に筋を通さないといけないのではないかと、という意味でございます。

(薬師寺会長) そういたしますと、基本方針が重要でございますので、まず第1点からちょっと見ていただきたいと思っておりますけれども、これはよろしゅうございますでしょうか。現在の中間報告書の土台でございますから、そのままそれを踏襲するという事はない。南先生がおっしゃったようなことでございます。そして、修正を行い、より簡素な最終報告書案を作成する。ここがポイントです。

(島園委員) 中間報告書には非常にわかりにくいところがありまして、説明が足りないものがございました。特定胚というようなことについては、ほとんど説明がない、非常に簡単な定義が出ておりますが、これは国民にはほとんどわからないのではないかと思います。そういう意味で、中間報告書をさらに簡素にしますと、わからないところがたくさん出てきてしまうのではないかと、そういうことで、このより簡素なということの意図が必ずしもわかりやすいものにはなっていないと思います。

(薬師寺会長) 私の考えというか、皆様の考え方のご意見の中をこういうふうに

書かせていただいたわけございまして、つまり私どもの生命倫理調査会が負託されている仕事がございます。その結果として、最終報告の案をつくるということございまして、議論がなかった場合には、それはなかったというふうに議論をすべきだろうと。

そうすると、我々が生命倫理調査会の中で負託されている仕事というものが永遠にずっと広げるわけではございませんで、我々の議論の結論というようなものをこれだけ3年間ぐらい議論をしてまいりましたので、それでまとめようということございまして。今、島藺先生のおっしゃった部分に関しまして、重要であるけれども、議論ができなかった部分、それはそういうふうを書く必要があるかと思えますけれども、その中でずっとこの中の最終報告書の中にそれを今回時間がセットされている中で、書き入れるところの議論まではできない部分もあったというふうに私は井村前会長の後を受けまして了解しております。それはそれなりに、きちんと我々ができなかったという点を反省も含めて書く必要があるかと、こういう考えでございます。

(外山参事官) 今の島藺先生の話は恐らく特定胚というもののありようというか、性質というか、一般の人がわかりやすくするためにもうちょっと詳しい説明という趣旨だと思いますので、例えば後の概要素案ではそういうところは付録の方とか巻末の参考資料の方で詳しくわかりやすく説明したらどうかという提案を会長から指示を受けていたわけでありましてけれども、そういうことのご懸念だと思いますけれども。

(薬師寺会長) 島藺先生、そういうことございましてか。

(島藺委員) いえ、中間報告書の内容が非常に不鮮明であるということの中には説明が足りないところがたくさんある。それから、今、会長がおっしゃったことですが、議論が不十分だったとおっしゃるのは、いつの時点からのことをおっしゃるのかなという気がいたしますが、この議論は前から考えますと1997年から行われておりますものですから、それをまとめるだけの内容はなくてはならないだろうと、そういうふうに思います。

(薬師寺会長) ご意見はちょうだいしておきます。

ほかによるしゅうございましてでしょうか。

(町野委員) 結局、会長が言われますのはポイントを突いて議論をしろ、簡潔にしろということで、議論を十分にしないですっ飛ばせということではないと了解

いたしましたけれども、それでよろしいでしょうか。

(薬師寺会長) すみません。私が言葉が足らなくて、すっ飛ばせというふうに聞こえているんだったら訂正させていただきます。

(勝木委員) 先生のおっしゃる中間報告を土台にしてということですが、議論の中心は、「包括的にヒト胚をどう扱うか」ということです。結論は「原則として、研究目的でのヒト胚の作成を禁止する」ということが合意に達したことです。ヒト胚の包括的な取り扱いについてのさまざまな倫理的な観点、あるいは科学的、技術的な観点から議論されての結論です。しかし、原則であるけれども、例外をどのようにして認めていくのかということが議論になってきて、それで具体的にはこれは去年の11月の時点から急速にそうなったと思うんですが、研究目的の受精胚をつくっていいのか、つくるべきではないのか、特に難病の患者さんたちの意見を十分聞くべきではないかと。それから、クローン胚についてもセラピューティッククローニングを認めるべきではないかということが難病の患者さんたちの意見を背景にして、ここで十分それを聞くべきだという議論がなされてきたわけですね。

ですから、ポイントは例外を認めることに十分な根拠があるかという議論が尽くされたかどうかです。解禁すべきというのと慎重にやるべきだという意見が互いに議論を尽くしていこうとしてきたわけですね。ですから、その2つが明らかにあるわけで、事実と道理がどう尽くされたかだと思います。

中間報告では、ある一定の方向を指し示しているわけです。しかし、11月の最初の段階では、井村先生の素案で出てきたのは、両方ともモラトリアムだったわけです。それで、2年後にさらに検討する、2年後を目指して検討するとされているんですが、その次の段階でそれが全部消えまして、最終的なところが僕は学会その他で出られませんでした。その間に方向が全部両方認めるという方向になったという事情がある。

最終報告までの間に科学的な知見その他において、参考人の先生が動物実験では、再生医療に使えるかどうか未だ不明であると報告されました。私が申し上げているのは、動物実験で既に異常がでてきている。動物であるヒトにも必ず起こることが容易に想像できることをやってよいのかということをお願いしている。そういう点から考えますと、最終報告書が書かれた場合に、研究目的のヒト胚作成と人クローン胚の作成については、モラトリアムという意見がはっき



りありますので、それをまとめて、つまり2本をくっつけて出すということが私は正直な委員会の結論ではないかと思えます。

それと、もう一つ申し上げたいのは、自分の名前を出してはっきり議論をしておかないとこの責任は極めて大きいと私は思っています。なぜならば、ヘルシンキ宣言等で人体を使って医学研究をする場合には、これこれこういう条件が必要だということが随分長い間かかって議論され、宣言されているわけです。それをここで破るといいますか、それを飛び越えることになってしまいますので、その責任は人体を使っての医学研究に対して今後への影響は極めて高いと思えます。はっきりした結論に対する意見はそれぞれの委員の名を付して出すべきだと思います。

(薬師寺会長) 勝木先生、大分内容にちょっと触れられましたけれども、それは概要素案のところの一つ一つご議論していただきたいと思えます。まず基本方針のところをごさいますて、これは作成に関する中間報告書を土台というところで中間報告書の議論がずっと再来するということは意図せずに、私が書きまして、そして簡素化という意味も町野先生がおっしゃったようなきちんとそれを含むということでございます。

それで、第1はそういう点でございます。それから第1点は両論併記とせずという問題がございまして、この文章はどうするかは議論していただきたいと思えます。第1番目はそんなに問題がないと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

(島菌委員) ここの概要素案に従って順番に議論をなさるということですが、大きな問題は今、勝木先生がおっしゃったように、受精胚の作成研究とクローン胚の作成研究について、どういう判断を示すかというところにあるのであって、そのところの立場をどうするかということをも明確にする必要があるということです。そして、それをそれぞれの立場をとるにはどういう理由づけが可能かということをも説明するための場所を報告書の中に与えるべきではなからうか。それについては、簡素なということは必ずしも必要がないのではないかと。

(位田委員) 私の意見書の修正策1で報告書全体を簡素化することと書いてしまいましたので、薬師寺会長がそれを取り入れていただいたのかなと思えますが、ここの簡素化というのは前後の説明をずっと読んでいただければわかると思うんですが、前のワーキンググループで私がお示しした構成案というのは、科学的な

知見とそのニーズはきちんと書き込むということでございまして、そのためにいろいろなESとか受精卵診断とか、そういうのを全部項目を挙げて書いておいていただくかなというふうに考えておりました。

ただ、現実にはそれをかなり詳しく事務局の方で書き込んでいただいたために、非常に重たいものになってしまって、かえって我々が議論をしている社会的なルールとしての生命倫理を、どう考えて我々が結論をつけたかという点、つまり科学的な知見をもとにして我々が考えたことというのが何となく前の事実の部分に隠れてしまいました。むしろそういう科学的な知見とか事実の部分は、どうしても本文に書かないといけない限りにおいては書くけれども、それ以外は付録なりもしくは小さな字にするなり、本文にはできるだけ筋道をきちっと書くと、そういう意味での簡素化というふうに申し上げたのであって、ただ単に短くしろとか筋道を簡単に書けと言っているわけではない。

むしろ事実の部分もしくは科学的知見の部分は必要最小限度において本文に入れて、そしてあとは今もう既に「ヒトの胚をめぐる状況」というのが付録に回っているのと同じような形で、できるだけ事実については何年にどういうことが起こったかというのは後ろの方に回していただいて、他方で論理だけはちゃんと書きましょうという意味です。この点は簡素化するということには入っていないので、そういうふうに理解していただきたい。

それと、もう1点、先ほど島菌先生がおっしゃった特定胚という言葉がわかりにくいとおっしゃっているんですが、ただこれは法律用語で特定胚と書いてありますので、わかりにくい言葉はもちろん説明しないといけないとは思いますが、わかりにくいからもう一度ここで議論をするんだという話ではないと思います。そういったことも全部含めて、既に確定していること、もしくは科学的な事実、何年にどういうことが起こったかというのは後ろに回して、肝心の我々の考え方を前にきちっと書く。そういう意味で今のページ数よりは少し短くなるだろうし、そういう意味での簡素化であるということをご理解いただきたいと思います。

(西川委員) 勝木先生が科学的事実の問題をおっしゃっていたので、僕はぜひ勝木先生のご意見を読んで提案しようと思っていたんですが、勝木先生の意見書ではあまりにも断定的に、例えば推進派委員の意見の前提が崩れたとか、それから原理的にできない可能性が指摘されている結論をだしておられます。ここに關し

ては極めて科学的事実だと思いますから、国内外の専門家、この前意見陳述をされた方も含めて、科学的な議論を行う場を一度僕は設定します。ですから、そこにぜひ勝木先生も来ていただいて、どういう合理的な問題点があるのか、勝木先生はなぜこれについては間違っていると考えられるのかなど率直な意見を公開で戦わせたいと思います。これらの問題は極めて科学的な内容についての話なので、一般の方にどれだけ理解していただける形でプレゼントできるかどうかかわからないけれども、基本的にはパブリックに、インプリンティング及びヒトES、クローニングをやっていられる一流の方を集めて、しかしそれぞれの研究成果を語っていただくのではなくて、セラピューティッククローニングの実現性について科学的に議論したらいいと思います。勝木先生も来れるよう時間を取って議論したいと思いますので、この倫理委員会ではどの意見が科学的事実で、他は間違っているという話にしないようお願いしたい。

(薬師寺会長) ちょっとその議論は少し中の方でさせていただくことで、今は基本方針といってもこれががんじがらめじゃなくて、つまり私の会長として最終報告書のイメージとしてどういうものかということがあって、そしてちょっと勝木先生、申しわけありません。1は3つしかございませんので、現在の中間報告書を土台とするというのは土台でございますので、今までの議論をベースにしていると、先生方のご意見をちゃんと考えて、そしていろいろ新しいヒアリングもやらせていただきましたので、構成、記述等の修正、構成は今、位田先生がおっしゃったように、中間報告書の中には非常にコンプリヘンシブにいろいろ項目がございまして、その部分に関しまして今ご議論がありましたヒト受精胚の問題、そういうふうに重要な問題というものがやや見えなくなっているのです、そういうのも含めまして、より簡素化というのは提案でございますから、より筋道の通った最終報告書素案を作成すると。

もしそれでよろしければ2の方にさせていただきます。これは皆さんの共通了解ということでございまして、これから一切この内容に関係するというわけではございませんで、つまり最終報告書が、この前の中間報告書の中にも大多数とかでご批判を受けました。そういうのではない形で筋道をまず通して、その筋道にパラグラフとか、ここに第1章、第2章というふうにございます。その部分に関しましても、ここは賛成であるけれども、ここは反対であるというようなものに関しましては、この2と3に関してちょっといわゆるご議論をしていただきたい

と思います。1はそれではよろしゅうございましょうか、筋道の通った最終報告書案を作成する、これではよろしゅうございますか。

(町野委員) 若干の修正でよりわかりやすくしていただければ私はそれで十分でございます。

(薬師寺会長) わかりやすいということではよろしゅうございますか。

(町野委員) わかりやすいばかりでなく、筋道の通った報告書ということ。

(薬師寺会長) その辺はどうしましょう。より筋道の通った、よろしゅうございますか。

2の方ではございまして、これは文章はどういうふうにご提案いただきますでしょうか。論理の記述でまとめることとしというのは筋道のことではございまして、このままでよろしゅうございますか。

一番問題になりましたのは、両論併記とせずと、これは私としては中間報告書は両論併記になっておりますので、非常にまだらになっております。そういうような書き方をしないという意味でございます。もちろんある部分に関しましては両論併記が必要であるならば、それはその部分に関しては書く必要がある。それが有用なものについては、本文中で言及するという意味でございます。何か文章でご提案ありますか、ここの2について。

(垣添委員) 私はこれまでの議論を聞いておりますと、一貫した論理でまとめるというのはそれで結構なんですけれども、この2の後段、反対意見のうち問題点を説明する上で有用なものについては本文中で言及すると、この有用なもの判断はだれがするのかとか、いろいろな問題が出てきます。私はこれは論理で一貫した記述をしておいて、あと当然反対意見というか、少数意見がたくさんありますので、それは別途扱うという、例えば明記をするという整理をする方がよろしいんじゃないかというふうに思います。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

私も有用と書いていますけれども、有用はだれが決めるのかと、ちょっと論理的なまずいなと思います。どういうふうに文章にすればよろしゅうございますか。事務局は、そういう案はどういうふうになりますか。

(外山参事官) 両論併記とせず、反対意見については別途明記すると、別途明記の手法については、また今後議論する中で、おのずと決まってくるんだろうと思います。

(薬師寺会長) 何かこの文章のところでどうでしょう、ご提案下さい。

(町野委員) 余りいい知恵はありませんが、有用という言葉ではなくて、恐らく必要という意味だろうと思います。議論する中で少数意見があって、そのことと議論しながら進めるということですから、そういうことについて書くということだろうと思います。

ついでに3のことについて申し上げてよろしゅうございましょうか。

これは会長のイメージかどうかわかりませんが、例えばセラピューティッククロニングについては、これを3年間のモラトリアムとするという結論を我々はとるとします。しかしながら、これに対しては今すぐにこれを行うことを禁止する理由はないとする少数意見もあったとか、例えばそういう書き方になるわけだろうと思います。そして、恐らくその最後のところで別に添付するというこれですが、添付することを認めるとありますけれども、そうするとただれが認めるのかということになりますので、恐らくはこれは必要と思う人が私は一言言いたいと、あるいはこれはカウンターレポートのような格好で書きたいという人がいたら、それをとめる理由はないと思います。そんなのは必要ないと言うことはできないので、中にはだから言及されているか否かとは関係なく、そういう権利を私はすべての会員に保障すべきだと私は思います。しばしばこれは最高裁判所の意見と対比されますけれども、裁判と報告書とは違います。性質はかなり違います。

(薬師寺会長) それでは、2に関しましては両論併記のところはちょっとまだペンディングでございましてけれども、反対意見のうち問題意見を説明する上で必要なものについては、本文中に書き入れるということによろしゅうございましょうか。

(島園委員) 先ほど垣添先生がおっしゃったのは、有用と必要、どちらも……。

(薬師寺会長) そうですか、だれが判断するかということですか。それは垣添先生、どういうふうに。

(島園委員) まとまって述べた方がよろしいという意識だと思います。

(垣添委員) そうです。一貫した論理の記述で整理されて、それでそれに反対する、あるいは少数の意見は別途明記するというのがわかりいいのではないかと思います。

(薬師寺会長) 少数意見は別途明記する。いかがでしょう。

(位田委員) これは基本方針の文言でいろいろ言っているかもしれない。

(薬師寺会長) 私もやや……。

(位田委員) 要するに、両論併記とはしないというのが第2番目の方針だろうと思いますので、両論併記とはしないと。その上で、仮に一本の筋道で記述するにしても、こういう意見もあったということを書いておいた方がいい部分と書いておかなくてもいい部分とがあるでしょうから、それは会長がこれが一貫した論理である、もしくは記述であるというふうに考えられる限りにおいて、そこは会長に一任して、必要かどうか、もしくは有用かどうかはご判断いただくというしかないと思います。ここでこれを書いてもいいか悪いかという話をする場所ではないと思います。

そういう点で言えば、先ほど町野先生がおっしゃった少数意見を添付することを排除することはできないというこの3番とも関連して、2番は両論併記とはしない、ということとめておいて、3番で少数意見は報告書の巻末に別途添付することを認めるとか、そういうふうに言えば、その後の細かなところはいいのではないかと。

(薬師寺会長) 非常にすっきりとしたことになったんですけれども、ここのところはそんなに議論があるところかなと思いましたけれども、いかがでしょう、勝木先生、まだございますか。

(勝木委員) 私のイメージは先ほど申しましたように、明らかに2つの意見がそこにあるんだから、一貫した筋道をわかりやすい論理構成で書いて、それに対して記名投票すればいいと思うんです。それに記名投票しなかった人たちが少数意見を持っているわけですから、その人たちが別の一貫した論理での案をつくって、2つのものをあわせて出す。そういうことが基本的に責任を持つ最もはっきりした態度だと思います。したがって、個々に意見を出すというのではなくて、明らかに2つのものがある以上、それを出すことが重要だと思います。

(薬師寺会長) わかりました。

私はややシンシアに書いて、二段構えでそれぞれご意見がある場合には中にも書き、最後にも書くということでしたので、今、それが逆に先生方の混乱を招いたということがございます。そうすると、2の方は一貫した論理の記述でまとめることとし、両論併記とはしないということによろしゅうございますか。これはその意味たるものは先生方はよくおわかりでございますので、それによろしゅうございますか。

それでは、3番目を垣添先生、どういうふうにすればよろしいでしょうか。3番目は今の議論では少数意見を指摘する、全く言及できないものについては、つまり添付をするということで、その主語はどういうことにいたしますか。石井先生はじめ、みんな法律の先生方、ちょっと頑張ってください。

(鷲田委員) 法律に詳しくない者なんですが、よろしいですか。

3番目の項は、問題は先ほど石井先生がおっしゃったところにあると思うんですね。つまり少数意見が指摘する論点のうち、全く言及できなかったものについて、つまり本文で触れられなかったことという意味になろうかと思うんです。でも、それは非常に問題があって、つまり今までの三十数回の議論の中で、個々の論点というよりも1つの科学的な知見に関して、あるいは1つの研究者の要請に関して、意見が対立するときには必ず考え方の対立、あるいは考え方の筋道が違うという対立であったように思います。

そういう意味では、非常に限定された論点だけを取り出して、これにはこんな異論があったという書き方を今まで本文の中にしてきたから、委員長がおっしゃるまだら状というふうになって、非常に読みにくくなって、そして対立しているのに結論は1つというので、だれも説得できないという形になったと思うんですね。

そういう意味では、ここは簡単に、「少数意見については報告書の巻末に別途添付する」でいいんじゃないかと思うんです。それについては、もちろんだという形でとか、どういう内容まで、無数にただ意見が、今回のように意見書がまたずらっと並ぶのでは、これは報告の義務を放棄したことになりますので、どういう添付資料にするのかということをもた本文の作成ができた段階で、全員で相談をすればいいのではないのでしょうか。

(薬師寺会長) それでは、今、鷲田先生のお考えの、ご提案では、「少数意見については報告書の巻末に別途添付する」と、それが一番短い文章でございますけれども、どうでしょう。高久先生、よろしいですか。

(高久委員) それで結構だと思います。

(薬師寺会長) よろしゅうございますか。助かりました。

そうすると、1番と2番と3番、修正した形で、我々の共通了解という形の基本方針ということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。少し私書いたために混乱を招いて申しわけござい

ませんでした。

それでは、次に、最終報告書の概要素案に入ります。

「はじめに」が第1でございまして、時間の点がございまして、この「はじめに」について、まず事務局から簡単に説明をしていただきまして、先生方のご議論を伺いたいと思います。

(外山参事官) この概要素案でございましてけれども、中間報告では第1部、第2部といった項目番号になっておりますけれども、公用文作成の要領に従った整理で書いてございます。

まず、この要約をつけるということでございます。

第1．はじめに、1．ヒト胚の取扱いに関する問題意識。

ここでのポイントは、本調査会の審議が、ヒト胚の取扱いについての社会的批判の策定に携わっていて、したがって、中心は社会の基本的価値の認識等を基礎とした規範をつくることによるということを位田先生の方から伺っておりまして、これを明記しております。

(1) 近年の急速な生命科学の発展から、我々は様々な恩恵を享受しているが、生命に関してこれまで考えられなかった操作が可能になったことから、人間の存在や生命を尊重する社会の基本的価値の混乱のおそれも生じている。

(2) ヒト胚に関しては、体外受精によりヒト受精胚を作成して取り扱うことが既に可能となっており、人クローン胚等、クローン技術によるヒト胚の作成も現実的可能性として認識されていることに加え、ヒト胚から樹立されるES細胞を医療等に応用する可能性も示されている。

(3) こうした中で、ヒト胚の取扱いについて、人間の存在や生命の尊重する社会の基本的価値を堅持しつつ、人々の健康と福祉に関する幸福追求の要請にも応えられるような社会規範の検討が必要となる。

(4) 生命倫理専門調査会としては、ヒト胚に関する「生命倫理」については、社会の基本的価値の認識を踏まえて、そのような社会規範に関する検討を公共的政策判断のために行うということでございます。

なお、これ以降の最終案文の作成では、ちょっと中間報告における鷲田先生の執筆文の哲学等が入っておりません、入るのではないかというふうに思っております。

次に、2．報告書の目的でございまして。

(薬師寺会長) まず説明をちょっとさせます。



(外山参事官) 第1のところを最後まで……。

(薬師寺会長) 続けてください。1つ1つやりますか。第1の1.のところからやりますか、それとも第1……。

(外山参事官) 第1全体がちょっと構成も変わっておりますので、説明をさせていただいてもよろしいですか。

(薬師寺会長) はい、説明をしてください。

(外山参事官) 2. 報告書の目的でございますが、中間報告書では、3. 今回の検討の背景と逆になっておりますけれども、位田先生の項目に従って書いております。

## 2. 報告書の目的。

(1) 本報告書はクローン技術規制法の附則第2条が既定する「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議における検討」に資するべく行われた生命倫理専門調査会の審議の結果であり、最終的には、これを踏まえてクローン技術規制法の規定に検討を加えて必要な措置を行う必要がある。

(2) 本検討においては、最新の情勢に基づいてヒト受精胚、人クローン胚等のヒト胚全般について、その位置付け及び取扱いの基本的考え方を示し、ヒト胚に関する個別具体的な社会規範の検討の基本的な方向を定めることを目指したということでございます。

3が今回の検討の背景ということございまして、ここで中間報告と違うところは、中間報告では生殖補助医療とかヒトES細胞、あるいはクローン技術などの詳細な記載をしておりますけれども、これを省いて簡潔にいたしまして、我が国でなぜヒト胚を問題にするのかといった記述に絞っております。

(1) これまで我が国では、人へのクローン技術の応用、ヒトES細胞の樹立及び使用等、生命科学の発展に伴いしょうずるヒト胚に関する倫理的課題について、その都度個別に検討してきたが、ヒト胚の取扱いについてより一般的・包括的に議論すべきとの指摘がされてきている。クローン技術規制法の附則第2条の規定がヒト受精胚に関する検討を規定したのは、こうした指摘を踏まえてのものと考えられる。

(2) また、人クローン胚の再生医療等への応用の可能性が指摘され、これに期待する声もある等、ヒト受精胚以外のヒト胚の取扱いへの期待があるため、人クローン胚等の特定胚の取扱いについても、最近の醸成を踏まえた現時点におけ

る考え方を示すことが求められている。

(3) さらに、総合科学技術会議としてクローン技術規制法に基づく特定胚指針の案を検討した際、人クローン胚等の一部特定胚の取扱いについて、ヒト受精胚の取扱いに関する検討結果を踏まえて検討することとした経緯があり、今回、ヒト受精胚に関する検討と併せてこれらの特定胚についても可能な限り取扱いの在り方を示すことが望ましい。

4. 検討の出発点。ここでは、旧ヒト胚小委の記述を紹介するのがメインでございます。

(1) 旧科学技術会議の生命倫理委員会の「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究について」(平成12年3月)において、ヒト胚を「人の生命の萌芽」として位置付け、倫理的に尊重されるべきとした上で、ヒト胚の研究利用の基本的な考え方を明らかにすることを求めた。

(2) 旧生命倫理委員会の上記の決定は、ヒト胚研究小委員会の報告書「ヒト胚性幹細胞を中心とするヒト胚研究に関する基本的考え方」(平成12年3月)を受けて、これを了承した上で行われたものであり、「人の生命の萌芽」という概念を最初に提示した。次の「のは」は削っていただきまして、最初に提示した政府部内の検討結果は同報告書である。また、旧生命倫理委員会の上記決定には盛り込まなかったが、同報告書は「研究材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」をヒト胚研究に関する遵守事項として提案していた。こうした提案を踏まえ、同報告書の内容は、今回の検討の出発点において参考とされた。

(3) 今回の検討においては、これを踏まえ、ヒト受精胚を「人の生命の萌芽」として位置付ける考え方について、その意味内容を明確化し、これを踏まえたヒト受精胚の取扱いの基本的な考え方を示す必要がある。

(4) また、人クローン胚等の特定胚については、総合科学技術会議における特定胚指針の検討に際してその研究上の有用性が言及されており、その内容も今回の検討の出発点において参考とされた。

5. 報告書の取扱う範囲。

(1) 本報告書は、必須であるヒト受精胚に関する検討を行うとともに、人クローン胚等の特定胚についても可能な限り検討を行い、考え方を示すこととした。

(2) 直接の検討対象は体外にあるヒト胚に限ることとしつつ、胎児や胎内のヒト胚も必要に応じて検討の視野に入れることとした。

(3) 特定胚については、検討の実際的な必要性を踏まえて人クローン胚を中心に検討することとした。

これは、また後で特定胚のところの議論になりますけれども、最終的にこの受精胚とクローン胚に限定するののかということを書き入れるかどうかという議論になると思います。

それから、印をつけておりますけれども、「取扱いは原始線条形成前のヒト胚に限定」というのをここで書くのか、後で書くのかということでございます。

それから、新たに6の検討の方法ということを入れておりますけれども、1の問題意識に立った場合、こういった項目立てをしておいてはどうかということでございます。

(1) 本検討においては、最新の情勢を把握すべく、行政部局を通じて事実関係の把握に加えて、18人の有識者からヒアリングを行うとともに、事務局が行った50人の有識者からのヒアリングの結果についても検討の資料とした。

(2) さらに、本検討が社会の基本的価値の認識と合意を基礎とした社会規範の検討であることを踏まえ、最終的な結論を出す前に、両論併記の中間報告書を取りまとめ、パブリックコメントにより国民の意見を求めるとともに、2回のシンポジウムを開催して国民との双方向的対話も実施した。

以上であります。

(薬師寺会長) まず、要約というようなものがございます。これは、こういう要約を私は国民のレベルから見て必要だろうと、サマリーが必要だろうというふうに思います。

そして、「はじめに」という中に問題意識というものと、それから社会的なルールをきちんと我々は考える必要があるということでございます。そして目的ということで、この目的というものがこれまでのクローン技術規制法附則第2条ということをやうたっていて、目的を書き、それから背景を書き、そして検討の出発点をこういうふうに順序立てて書いていこうということでございます。そして、検討の方法としては、こういうふうに我々は検討してきたと、こういうのが「はじめに」の部分でございます。

それで、恐らくここに関しましては、そういうふうに我々は、問題意識を持ち、目的を持ち、背景をして出発してきたと、こういうようなものを世間にもわかりやすい形で、きちんと書いていこうと、こういうのが「はじめに」の部分でございます。

この辺に関しまして、何かご意見がございますでしょうか。

勝木先生。

(勝木委員)先ほども少し申し上げたんですが、要するに包括的な取扱いでは、この間の参考資料の3に表で書いてありますが、原則としてヒト胚は取り扱わないということが結論ですね。そして、例外をどう認めるかという議論が問題意識のところに書いてあるので、まず原則としてはヒト胚は取り扱わないということを書くべきではないかと思いますが。

(薬師寺会長)この辺はその後の議論、これは事務局、どういうふうになっていましたですか。後の議論の方にも入っていますね、第2の。

(外山参事官)第2のヒト受精胚のところで書いてございます。

(薬師寺会長)それは勝木先生、その部分は、下の方で第2のところで、ヒト受精胚のところできちんと書いております。この説明をまだ言っておりません。よろしゅうございますか。

藤本先生、どうぞ。

(藤本委員)確認させていただきますが、3ページの一番上の(2)のところですが、「直接の検討対象は体外にあるヒト胚に限る」、これはいいとして、「胎児や胎内のヒト胚も必要に応じて検討の視野に入れることとした」というのですが、この胎児や胎内のヒト胚というものについては、ディスカッションといいますか、検討はそれほどしてなかったように記憶しているので、このところはむしろ記載を避けた方が無難かなと思うんですけれども。

(薬師寺会長)その辺に関しまして、ほかの先生方、いかがでしょうか。

(町野委員)この問題は検討するというのではなくて……。

(薬師寺会長)視野に入れる。

(町野委員)ヒト胚の検討を行うときには、当然このことも考えなければいけないという程度だろうと思います。着床前診断、出生前診断だとかを正面から議論するということはしないという趣旨だろうと思いますけれども、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(薬師寺会長)藤本先生。

(藤本委員)そうですね、そういう意味に解釈すればそれでよろしいかと思いません。

(薬師寺会長)「限ることとし」というふうに一応書いておりまして、ただ視野にも入れると、変な文章になっておりますけれども、やはりその辺が。

(藤本委員) ちょっと誤解を受けるんじゃないかと思いました。

(薬師寺会長) そうですね。どういうふうにしたらよろしいですか。

(藤本委員) ですから、これは検討するわけですから、人生命というものを当然、場合によって胎児や胎内の人の胚についても考えをめぐらせるということはどこのディスカッションでもあり得ることですので、あえて書く必要があるかどうかということが気になりました。書かなくてもいいのではないかと思います。

(薬師寺会長) 町野先生。

(町野委員) 恐らくその趣旨だろうと思いますけれども、私はそれはそれで結構だと思えます。

(薬師寺会長) では、それでよろしゅうございますか。

位田先生。

(位田委員) 4の検討の出発点の旧生命倫理委員会の報告書に関する記述は、若干違うかなと思うんですが、4の(1)の「生命倫理委員会のヒト胚研究について」という、これは決定というのでしょうか、これは机上の資料の中にありますけれども、「ヒト胚の研究利用の基本的な考え方を明らかにすることを求めた」というのは、そういうふうには書いていないと思いますし、それから(2)のヒト胚小委員会の報告書、これは確かに小委員会の報告書ですけれども、生命倫理委員会の方でこの報告書を了承して、したがって、これは生命倫理委員会の立場となっておりますし、外から見ますと、少なくとも国際的に見ますと、この旧科学技術会議時代の生命倫理委員会の報告書及び生命倫理委員会の決定というのは、我が国の生命倫理の立場をはっきりさせたものだと思いますし、したがって、「政府部内の検討は」という記述は明らかに誤りだと思いますし、行政的にどういうふうに取り扱われているかは別ですけれども、それはこういうふうを書くのは、やはり国際的に見ておかしいのではないかというふうに思います。

それから、同時に(2)の最後の方に、「こうした点を踏まえ、同報告書の内容は、今回の検討の出発点において参考とされた」と書いてありますが、実際は参考とされなかったからいろいろ議論がわき上がったのであって、ここまで書かれると、私としては若干異論を唱えざるを得ないなというふうに思います。

(薬師寺会長) それでは、ちょっとその前に、藤本先生と町野先生のご議論であった3ページ一番上の(2)でございますけれども、「ヒト胚に限ることとする」ということでよろしいわけでございますか。では、そこはそういうふう

そして、今、位田先生のご指摘のところは、事務局はそれらについて、ちょっと僕も法的な問題です。

(外山参事官)平成12年3月の生命倫理委員会の報告書を見ますと、ヒト胚使用の報告を了承するとともに、以下の取り組みが必要であると考えているということで、その中で、ヒト胚研究の利用の(2)で、今後の検討でヒト胚研究全般について早急に議論を深めていくという記載があったものですから、冒頭申し上げたような書き方にさせていただきます。

それから、2番目の政府部内のところは、ちょっと聞いてなくてわからなかったんですけども、3点目の参考にされたということでございますけれども、厳密なことを言うと、常にここに立脚して、皆様の議論が展開されていることではございませんけれども、少なくとも、このことが全面的に否定されてきたということでもございませんで、そういった意味で、ここにはたと立ち返ったという趣旨で会長の方から書けということで書いてございます。

(薬師寺会長)位田先生のお考えではどういうふうにすればよろしゅうございますか。

(位田委員)(1)の方は、「明らかにすることを求めた」というのは、生命倫理委員会が自分に求めているわけで、これから検討しましょうということでした。もしくは検討するべき課題として挙げているので、ほかに求めたわけではなかったと思います。つまり、ヒト胚の研究・利用の基本的な考え方を明らかにすることが必要であると判断したとかそういうことなので、ほかのところにも求めたという話ではないと思います。

それから、(2)の方は、こう書かれると、この検討の今回の議論のこれまでの長い生命倫理専門調査会の議論の中で、あたかもこの報告書から出発して、それをどうするかというふうに我々が議論してきたというふうにとられかねません。しかし、現実的にはそうではなくて、私はワーキンググループの中でも申し上げましたし、この本会議の中でも申し上げましたけれども、ヒト胚の報告書には「ヒト胚を研究目的で作成してはいけない」と書いてあると。それを変更するのであればそれなりの理由が必要であるし、それについて議論をしましょうと申し上げました。けれども、あまりその点れに言及しながら議論はされていないと思いますので、こう書かれることに対しては躊躇をしたいと思います。

(薬師寺会長)それでは、ちょっとご意見があると思いますけれども、(1)の方から申しますと、これはだれに求めたというのがないので、それを当生命倫理

専門調査会に求めたということ……。

(位田委員) 生命倫理委員会はもうなくなって……。

(外山参事官) 生命倫理委員会そのものの報告書を見ますと、そういうことを今後自分自身で早急に議論を深めていくこととするというふうに宣言しているわけでございますので、そういうふうなことが必要であるとされたとか、そういう趣旨だというふうに思います。

(薬師寺会長) 位田先生、そうなんですって。

(位田委員) ヒト胚研究全般について早急に、この机上の資料を見ていただくと、真ん中からもうちょっと先に「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究について」という3月13日の決定があって、そこでは「今後の検討というところで、生命の萌芽であるヒト胚の研究利用については、基本的な考え方を明確にする必要があり、当委員会としてもこれまでの検討結果を踏まえて、ヒト胚研究全般について早急に議論を深めていくこととする」という、ある意味では生命倫理委員会そのものがこれから議論をしていきますよというふうに言っているので、「求める」という言葉ではないと思います。

(薬師寺会長) そうすると、事務局、どういうふうに文章を直しますか。

(外山参事官) 今、位田先生言った形に修文、そのまますればよろしいと思います。

(薬師寺会長) では、それは今、先生、リファアされました。

それで(2)の方は、私もいろいろ説明を受けたんですけども、この辺は位田先生、どこが了承できないで、どうすればよろしいんですか。

(位田委員) 単純に「こうした点を踏まえ」以下は削っていただければといいと思います。

(薬師寺会長) 事務局の方はそれでどうですか。

(外山参事官) 私は言われたとおりにするだけですので、それでよろしいかと。

ただ、位田先生がおっしゃった様に、実際にそれをベースにしてこなかったけれども、しかし、参考にしたことは事実なんで、それで参考にしたということになっておりますけれども、削除と言えば削除いたします。

(薬師寺会長) 町野先生。

(町野委員) 私は、削除はすべきではないと思います。

(薬師寺会長) 先生、どこら辺ですか。

(町野委員) 同報告書は、今回の検討の出発点とされたということだと思います。

恐らく位田さんの受け取り方と私の受け取り方は違うと思いますが、この内容はあることはみんな知っていて、そこから議論を始めたわけですから、全然別のところから出発したわけではないのです。これをとってしまうということは、かえってこの検討の体制についての我々の姿勢を疑わしめるものであると思います。(勝木委員) いやいや、そうではなくて、位田先生おっしゃるのは、最後の「こうした点を踏まえ」以下でしょう。前は残すんですよね。私も残す方に賛成です。これは中心概念ですから。

(町野委員) 私は、だから後の方を残すということです。

(薬師寺会長) この辺は、位田先生はそういうふうに。

(位田委員) 検討の出発点で(1)、(2)、(3)、(4)とありますので、こういう形で検討がこれまでなされてきたということのリマインドするだけであって、したがって、「こうした点を踏まえ」以下は、確かに町野先生のお考えと私の受け取り方、また違うと思いますので、合意できないところは削除した方がいいと私は思います。

(薬師寺会長) ほかの先生方、それでよろしいですか。では、そういうことにさせていただきます。

何か出発か出発ではないのか私もよくわからないので、いずれにしても、出発点がいろいろ前の議論があって、それを受けて我々は検討しているんだと、こういうことですね。

あとは、範囲、それから方法、では初めのところを……。

どうぞ、位田先生。

(位田委員) 「政府部内の検討結果は」という、そこはどうなるんですか。

(薬師寺会長) 政府部内ですか。

(高久委員) 細かいことですが、**「概念を最初に示したのが同報告書である」**で、「政府部内の検討」は要らないのではないかと思います。

(薬師寺会長) わかりました。では、高久先生もそうおっしゃっているので、それは外させていただきます。よろしゅうございますか。

非常に建設的にこれまでは進んでいるというので喜んでいるのですけれども、それでは、第2章の方に入ってよろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局の方から説明をしてください。

(外山参事官) 3ページでございます。

第2 . ヒト受精卵。



## 1. ヒト受精胚の研究の現状。

ここでは、中間報告書のこの部分のうち、科学的知見であるとか、各国の状況については、できるだけ付録あるいは参考資料に回して、記述を簡潔にしたらどうかということでございます。

(1) 定義、まだ書いてございませんけれども、この報告書の定義以外に、いろいろな辞典、辞書等の定義がございますけれども、これを付録で回したらどうか。

それから、(2) 科学的性質でございますが、既に中間報告書では、クローン胚について書いてございまして、クローン胚は受精胚でございませぬので、これは除外するということでございます。

(3) 科学研究と医学応用、イ、ロ、ハと書いてございます二でございます。ここで、着床前診断につきましては、先生方からいただいているご意見の中で削除すべきではないかというふうなご意見もありまして、また後の方で出てきますけれども、ご検討いただきたいと思いますと思っております。

ホ、その他でございます。

次が、二、ヒト受精胚の位置付け。

(1) ヒト受精胚の位置づけに関する考え方。

ここでは、ヒアリング等の範囲において哲学、倫理学、宗教上の考え方を簡単に概観したらどうかというご提案が書いてございます。

(2) ヒト受精胚の法的・制度的位置付け。

ここでのポイントは、ヒト受精胚の位置付けに関する明文の規定がないということ、それから、現行法上の胎児の取扱いに関する説明が必要だと。それから、憲法上保障される研究活動の自由の内容の説明が必要だと。それから、厚生労働省の厚生科学審議会生殖補助医療部会の報告書の説明が必要であるということでもあります。

(3) ヒト受精胚の一般的地位。

ア、ヒト受精胚の位置付けに関する考え方の考察。

ここで、「人」とする考え方、通常の人細胞と同様の「モノ」とする考え方、その中間的考え方の概略を示して、その背景や理由等を宗教的側面・法的側面から説明するということ。

それから、イ、生命倫理専門調査会としての考え方。

検討の出発点であるヒト受精胚を「人の生命の萌芽」とする考え方は、ヒト受

精胚を「人」でも通常の人細胞と同様の「モノ」でもなく、それらの中間的な存在として位置付ける考え方に当たるという記載。

ヒト受精胚を「人の生命の萌芽」と位置付けることの意味内容の具体化が必要であることを踏まえ、これを、ヒト受精胚は人そのものではないとしても、「人」になり得る存在であることから、「人の尊厳」という価値秩序を維持するため、その尊重が求められることを意味するものと位置付ける。

かかる位置付けを踏まえ、以下の基本的な考え方とするということで、ヒト受精胚を損なうような取扱いは原則、許されない。これはさっき勝木先生が言ったところでございます。

それから、人々の生命・健康の価値や幸福へ希求に応えていくこともまた「人の尊厳」に由来する要請であるため、そのためにヒト受精胚を用いざるを得ない場合には、例外を認めるということでありませう。

それから次に、ヒト受精胚の取扱いの制限を定めることにより、生命科学の発展と社会の基本的価値との間に調和した関係をもたらすということでございます。

(4) ヒト受精胚の取扱いの前提となる基本原則。これは、中間報告書では、3の倫理的考察の方に入っておりますけれども、こちらの方に柱立てをした方がよからうというご提案でございます。

この基本原則が幾つかありまして、ア、「人の尊厳」への配慮、イ、生命科学や医学の価値の認識、ウ、人の安全性の確保、エ、生命科学や医学の進展に対する社会の受容。それから、新しく追加しております、オとして各基本原則の関係が必要だということ、それから、カの留意点も追加でございます、科学的知見や社会的受容の状況に合わせて、その時点での社会的価値判断が必要になることから、十分な社会的議論のための透明性の確保も必要というふうに追加してございます。

次が、ヒト受精胚の取扱いに関する倫理的考察でございます。

(1) として、研究目的のヒト受精胚の作成・利用でございますが、中間報告及び位田先生のご提案では、作成と利用を分けてございます。ただ、非常に繰り返しが多いために、作成・利用をひとまとめにしてはどうかという会長のご提案でございます。

ア、基本的考え方。

最初が、研究目的のヒト受精胚の作成・利用は原則、認められない。さらに、入念的に利用と。

次に、研究の成果が、将来的にヒト受精胚の価値を凌駕する恩恵をもたらすと認められる場合に限り、例外的に認められるということ。この凌駕ということがずっと引っ張ってきたわけでありませけれども、これでいいのかどうか。

それから、認められる場合には、安全性の確保や社会的受容のための取り組みが必要と。

認められる場合でも、取扱いは原始線条形成前の胚に限定。あるいは、ES指針の方で確か書いてあったと思いますけれども、あわせて2週間前というのを書く必要があるかもしりません。

それから、研究目的で利用するために、新たにヒト受精胚を作成することについては、既存のヒト受精胚を利用する場合よりも厳しく制限されるべき。これは、今回仮に作成・利用をひとまとめにするということになりますと、前は作成と利用を分けていたのというのは、単に利用するよりも、作成というのはハードルが高いために、網羅的、検証的、入念的に分けていたわけですので、もし仮にひとまとめにするのであれば、こういうことを言及しておけば簡潔にできるのではないかという趣旨でございます。

それから、次にこの未受精卵の採取形態にも制限が必要ということです。

イ、生殖補助医療研究目的での作成・利用でございます。

これまでは、国は何らの規範を定めていなかったが、今後、国として何らかの基本を定める必要と、下線を引いてございませけれども、ここのところは新しいところでございます。

それから、これまで人工受精の成功率の向上等、生殖補助医療技術の向上に貢献しており、今後とも、生殖補助医療技術の維持や生殖補助医療の安全性確保に必要と考えることから、新たに定める規範のもとで実施を認める。

ウ、もう一つの利用の方で、「先天性の難病」研究目的での作成・利用と。これは、表題の方はこういうふうな書きぶりはしてございませけれども、クローン胚の両方での難病と分けるために、あえて「先天性の難病」と書いてございませ。

次の5ページでございます。

ヒトのことはヒトで研究しなければわからない部分があり、特にヒトの初期胚については、未知のことも多いため、潜在的には、研究の余地があると。

しかし、現時点ではヒト受精胚を用いる具体的なメリットが確認できないのではないかという意見。

このため、今後、遺伝性疾患やゲノムインプリンティング等の研究の進展等を踏まえ、改めて議論すべきではないか。この辺は、中間報告の取りまとめと変わっております。これは会長のコメントで変えてございます。

次に、ヒトES細胞樹立を目的としたヒト受精胚の作成は、現時点では必要性が確認されてない。これは、あえて書きましたのは、町野先生のご意見を踏まえて、理論的に今、ES細胞は余剰胚だけでございますけれども、いわゆる未受精卵を用いて、もし難病で認めるのであれば、未受精卵を用いてやるということも理論的には考えられるわけでありまして、現在は、必要性が確認されていないということで、理論的にパラレルにするために入念的にここに書いたということでございます。

エ、「余剰胚」の研究目的の利用。

余剰胚も「人の生命の萌芽」であり、研究目的の利用に制限が必要。

適切なインフォームド・コンセントが不可欠。

次に、ヒトES細胞の樹立について、厳格な枠組みを定める現行のヒトES指針は適切ということでございますけれども、「適切」のところは線を引っ張ってございますのは、今後のES指針の見直しに反映すべき知見は全くなくてよいのかという問題意識でございます。

(2) その他の取扱い。

ア、生殖補助医療。

「余剰胚」の発生を全面的に忌避することを求めることはできず、これを理由として生殖補助医療を否定することもできない。

イ、着床前診断。

これは、先ほどと一緒に削除すべきかということでございますけれども、一応議論されたことといたしましては、ヒト受精胚の取扱いの一場面であることから議論したと。ヒト受精胚の破棄を伴う一方で、母親の負担の軽減、遺伝性の子を持つ可能性がある両親が実子を断念しなくてすむ、着床後の出生前診断の結果行われる中絶手術の回避といった利点の指摘がある。

一方、医療として是非を判断するには、別途の観点からも検討する必要があるということ。

ウ、遺伝子治療。

後の世代に及ぼす影響等の安全性が未確認であるため、容認できない。

現行の指針が禁止していることは適切ということで、このウの遺伝子治療は変

わっておりません。

それから、(3)でございます。

未受精卵等の提供者ということで、ここは大きな柱立てになってございます。

ア、研究目的のみを目的として未受精卵の採取。これは母体等への侵襲等を考慮し、認められないものとするというふうな新たな記載でございます。

イ、生殖補助医療目的の採取の際に併せて行う未受精卵の採取。

適切なインフォームド・コンセントを前提として、患者の治療に関する目的の場合に限り、認めると。患者の治療に関連する目的というのは、ご自身の場合以外にも、同じような病気で研究に利用するとき、インフォームド・コンセントを前提とするのであれば認めるという趣旨でございます。

それから、ウ、凍結未受精卵の利用。これについて、使えるのではないかとということでヒアリングを行ったわけでございますけれども、まだ十分でないということで、今後の凍結技術の進展等を踏まえ、改めて議論ということでございます。

エ、手術等により摘出された卵巣や卵巣切片からの採取。これは、適切なインフォームド・コンセントを前提として容認ということでございます。なお、この辺の本当に使えるのかどうかにつきましては、藤本先生等々、あるいは西川先生からきちっとしていただきたいと思っています。

それから、オ、非受精卵の取得(転用)。この非受精卵というのは、卵子をとって、媒精して、しかしそのときに受精しなかったものでございますので、これは転用という言い方をしておりますけれども、適切なインフォームド・コンセントを前提として容認してはどうかということ。

それから、精子の利用。適切なインフォームド・コンセントが必要、これは作成するときだけでございますけれども、こういうことでございます。

それから、4. ヒト受精胚の取扱いについて結論ということで、項目的には入念的に、最終的に結論を書いたらどうかということでございます。そこはまだ書いてないということでございます。

以上であります。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

少し時間が押してまいりましたけれども、3時から別の専門調査会がございしますので、あるいは先生方のご予定がもしある場合には、ご自由にご退席いただきたいんですけども、もしできますれば、できるところまでやりたいと思いますので、30分ぐらい延長させていただけますでしょうか。もしだめな場合には、

別途予定をつくらせていただきたいと思います。

それでは、第2章でございます。

ご案内のように、いろいろヒアリングがございましたものですから、少しきちんと書いております。これについては、ご意見をちょうだいしたいと思います。

鷺田先生。

(鷺田委員) ヒト受精胚の位置付けとか取扱いについては、いろいろなご意見がこれから出ると思いますので、一番最初のところについて、まず第2の1と2のところで意見を申し述べさせていただきたいと思います。

1つは、1の(3)なのですが、科学研究と医学応用というところがございませう。中間報告書のところは、実際にはこれが行われた、これが行われたということの事実の記載があるのと、そして、すべてそれはこんな可能性がある、こんなことが期待されているという、再生医療に向けてのポジティブな方の評価がずっと出ていると思うんですが、この間の29回のヒアリングでもそうでしたが、それからまた、先ほど西川委員の方が、改めて科学者の間でもきっちり合理的な議論ができるはずだからということでおっしゃっていたように、現在の段階では、まだ論じ尽くされていない医科学的見解自体の対立もあると思いますので、このところでは、いろいろな夢のある可能性と同時に、やはり現に指摘されているリスク等のこともしっかり書き込む必要があると思います。これが我々がいろいろなこと、倫理的な議論をする前提になるものなので、ここはむしろ長くきっちり書いていただきたいと思います。

それから、2の(1)なのですが、私は中間報告の段階からも申し上げてきましたが、(1)のところの宗教上の考え方のところなのですが、これは私は削除をお願いしたいと思います。なぜかといいますと、なぜ宗教的な考え方を参照するのかの理由が書いていない、それから、なぜ神道と仏教とキリスト教のみを参照するのかも書かれていない。それから、そこで提示されている宗教の考え方と科学の考え方がどう対立するのかも書かれていない。さらには、仏教とキリスト教と神道の考え方がどこで違って、対立点は何なのかということも書いていない。ただ、こんなものがある、こんなものがあるという根拠に羅列しているから、論理的でなくなるんだと思います。だから、この議論を参照したことで、議論が正直深まったことはないと思いますので、削除した方がいいと思います。

(薬師寺会長) わかりました。

鷺田先生のところは、特にここの部分、ヒト受精胚の位置付けの2.の(1)

でございますね。承知いたしました。

それから、ほかにはいかがでございますでしょうか。

(外山参事官) 会長、訂正を1つさせていただきます。

5ページの(3)の未受精卵等の提供者のところ、ア、イ、ウ、エ、オ、カと書いてございまして、カの子供の利用につきましては、先生方からいただいたご意見の中に何もございまして、先生方からいただいたご意見をまとめるという趣旨に反しますので、現段階ではそれは削除していただきたいと思っております。

なお、むしろそれ以外には、女性の立場に立った更なる記述が必要ではないかという観点もあるかと思っておりますけれども、精子について削除していただきたいと思っております。

(薬師寺会長) 女性の立場に関しては、私も特に事務局に求めまして、ヒアリングの中でもきちんと指摘がありましたので、これは恐らく藤野先生なんかも賛成だと思っておりますけれども、そのところが、やはり強調し過ぎることはないということ、入れさせていただきたいというふうに思っております。

勝木先生、どうぞ。

(勝木委員) 1.の(3)です。科学研究と医学応用のところの八のヒトES細胞というのがございますね。中間報告はこのところを多く割いていますが、現実問題としては、ヒトES細胞については、別のところに詳しく論じてありまして、余剰胚によってそれをつくるんだということが論じてあるわけですね。

ですから、中間報告でわざわざここで目的になっているのは、受精胚そのものをつくるという話ですから、特にES細胞のことについては、もちろん項を上げてのことではあります、これはどこどこで議論されている程度の記述でよろしいかと思っております。そういう意図はもちろんないのでしようけれども、余剰胚以外でもつくってもいいんだということを言うために、もしこれがあるとすると議論はしなくてはいけないことになりますので。

(薬師寺会長) 研究の現状みたいなことですね。

(勝木委員) ですから、これは受精胚の項ですから、そのことがひとつ重要だと思っております。

それから、未受精卵の提供、5ページの一番最後ですが、先ほど外山さんから出てきたと思っておりますが、カについては削除するということがあったんですが、エとオについても、急に言われてというような感じを持つんですが、これも現実問題

としては、中間報告でさえ議論していないことで、どのような深い意図があるのか、私も現実把握できませんので、削除した方がいいのではないのでしょうか。

(薬師寺会長) はい、わかりました。

まず、科学的研究と医学応用のイロハニはどういうふうにしましょうか。今、勝木先生のおっしゃった科学的な部分に関しましては、少し、一部分は付録につけるといふこともありますし、事務局どうですか、この辺は。

西川先生。

(西川委員) 多分それぞれの方々が出てくるのではないかなと思います。すなわち、行為そのものを問題にされる方と、例えば、エグジステンスというか、モノそのものを問題にされる方。多分、ここはほかにどんな可能性があるかどうかを挙げてくれとおっしゃったときに、幾つか上げた覚えがあるんですね。多分、僕もここで議論した覚えはもちろんです。しかし、少なくとも動物レベルでも具体的な可能性としてはあるので、もしよかったら一度議論する。

それから、それ自身がどれくらい科学的なメリットなり、何なりがあるのかということに関しては、やはり先ほど言ったような、もう少し科学的なところで合理的な論点調整をするということが必要で、僕と勝木先生は少なくともそこに関しては、やはり責任を持ってやるべきだと思います。

(薬師寺会長) はい、わかりました。

(勝木委員) 責任を持つのは構わないんですけども、ヒト受精胚を研究目的につくらないという遵守事項についてのことを例外的にどう認めるかという話で、あくまでES細胞については、話は入っていないんです。焦点をはっきりするためには、受精胚に限って、本当にそれをつくるのかという問題点を整理しないと、ES細胞のためにつくるといふことになりまして、それがまた前の話と渾然となってしまうので、論点を明確にするためには、ES細胞のことを1ページ書いてございますが、もう少し簡単に数行で述べるのがよろしいと思います。

例えば、再生医療なんか3行しか書いてなくて、このES細胞は1ページ書いてあるわけですね。だから、これはやはり問題意識の違いに混乱を招きますので、そういう意味です。

(薬師寺会長) わかりました。

(外山参事官) 会長、よろしいですか。

(薬師寺会長) はい。

(外山参事官) 勝木先生おっしゃるように、ES細胞については、繰り返し今後、



人クローン胚との検討のところはかなり出てまいりますので、簡素化するという意味でそうしていただいた方がよろしいのではないかと思います。

(薬師寺会長) バランスの問題がいろいろございますから、私はこれを見て、科学的な問題は淡々と語って、議論のあるところは、後ろの方もちょっと複眼的に見ていただきたいんですけれども、きちんと議論するところは議論しておりますので、よろしゅうございますでしょうか、そういうことで。今のご意見をちょうだいして、この部分に関しては、少し文章を入れたのを用意いたしますけれども。

あとほかに。

町野先生。

(町野委員) 削除するかどうかで線を引いてあります「着床前診断」は、ここでこれを正面から議論をしない以上は、載っけるべきではないと思います。もし、これからこれを議論するということであるなら結構ですが、そうでないとしたら、私はこれは削除してもらいたいと思います。

(薬師寺会長) それでは、二のところの着床前診断ですか、その部分は削除ということでよろしゅうございますか。

(外山参事官) 確認ですけれども、現状のところと5ページの……。

(薬師寺会長) 5ページにも同じことが書いてあります。

(外山参事官) 判断のところと2つございまして……。

(薬師寺会長) その点はいかがですか。

(外山参事官) さっきの論理から言うと、参考にはしたという立場に立つと、現状だけ残すというのもあり得るのではないかと思いますけれども。

(薬師寺会長) なるほど。ここは簡単な部分でございますし、後ろの方の5ページの(2)のイでございます。その部分を削除するのかどうかということも含め、いかがでしょう。

(藤本委員) 項目は残しますね。

(薬師寺会長) 項目は、そうすると、今の事務局の発言によりますと、私も1の(3)の二のところは簡単に触れるということで、後ろの5ページの方は、町野先生がおっしゃったように、(2)のイでございますか、その部分は削除ということでよろしゅうございますか。

位田先生、どうぞ。

(位田委員) ここの文は、別に判断をする場所ではなくてですね……。

(薬師寺会長) 前の方は。

(位田委員) 前の方は。こういう研究があって、それに対してどういう評価をするかということだけを書けばいいので。

(薬師寺会長) そうですね。

(位田委員) そのときに、着床前診断を全く削除してしまうというのは、やはり問題があるかなと。ただし、それをやっていいかどうかという判断はまだ完全には議論していないので、後ろの方で削除するなり、もしくはもうちょっと記述を短くするなりというのは考えられると思います。

(薬師寺会長) いかがでしょうか。

高久先生。

(高久委員) 私も後ろの方で削除する方が良いと思います。

それから、もう1ついいですか。5ページの未受精卵等の提供者のことは議論はしていないですけれども、未受精卵の提供者という当然このことも入るわけで、これをあえて削除する必要はないのではないかと思います。

(薬師寺会長) これは勝木先生の……。

(勝木委員) 突然出てきたものですから、どういう意図なのかちょっとわからなかったんですけれども、わざわざ書く必要があるのかなという感じがいたしますね。わざわざ書かれたのでは何か意図があるように思われます。

(薬師寺会長) 一応全部ヒアリングを受けたときに、久保先生も少しその辺はおっしゃっていたので、その部分を書いたということです。

(勝木委員) そうですか。

(外山参事官) その点につきましては、ヒアリング後の会長からのメモで確か出したと思っております。

(薬師寺会長) そういうことでございます。

町野先生。

(町野委員) 先ほどの着床前診断の後の方だけ削除して、項目だけ残すという意見ですが、それでいいのかなとも思いますけれども、私はどうも問題提起しておいて、それに答えないで放っておくというような、そんなことだったら最初から何も言うな、言った以上はちゃんと返事をしろというぐあいに思いますので、本当は削除した方がむしろ私は潔いというぐあいに思います。

(薬師寺会長) 位田先生。

(位田委員) 着床前診断の話ではなくて、先ほどの5ページのところですが、未受精卵の提供者としてはこういう可能性があるというのはおっしゃるとおりだと

思うんですけれども、その下に「適切なインフォームド・コンセントを前提として容認する」という部分までは我々は議論をしていないので、これは無理だと思います。

(高久委員) おっしゃるとおり、後の方は要らないと思います。

(薬師寺会長) わかりました。では、そういうふうによろしゅうございますでしょうか。

それで、着床前診断はその方向でよろしいですかね。では、潔いという形でやらせていただきます。

(勝木委員) その前に手術医療云々についてですが……。

(薬師寺会長) どこでございますか。

(勝木委員) 今の未受精卵の定義のところなんですけど、「手術等により摘出される卵巣や卵巣切片からの採取」ということについて、これはいろいろな問題を含んでいる可能性があると思うんですね。こんなこと申し上げて恐縮なんですけど、これは本当にお医者さんを完全に信頼するという前提が、現状では必ずしも盤石ではない。そのような現状では余計にとられるのではないかということが出てくる可能性もあるんだと思うんです。

それで、例えば余剰胚と同じようにやむを得ずそういうものができるんだと、存在そのものがあるんだから、それを転用しようということですが、もしそうになると、手術を受ける前にそのことをインフォームド・コンセントをとるという話になりますね。これは、実際にどういうふうになるのか私にはよくわからない。

(薬師寺会長) これはいかがですか。

(藤本委員) ちょっと誤解があるかと思うんですが、例えば体外受精を目的として採卵をします。採卵をした卵子の中で、精子と媒精しているものでも受精しない場合があります。

(西川委員) 卵巣嚢腫でとる……。

(藤本委員) だから、それに関連して今お話しします。

受精卵としてきちっと育ちそうもないという卵子もたくさんとれるわけですね。そういうものは、受精の場に提供されないで保存されることもあります。これはまた別な研究です。

それからもう1点は、平成15年の12月に日本癌治療学会の倫理委員会が、がんの患者さんのいろいろな治療を、女性、男性の患者さんの場合もありますけれども、配偶子(卵子、精子)を手術前に保存しておいて、凍結して、そしてそ

の病気が治ってから受精に使う。要するに、抗がん剤、あるいは放射線の影響を配偶子（卵子、精子）に及ぼさないようにしようとする試みが日本産科婦人科学会も日本泌尿器学会も学会レベルでは癌治療学会の見解を容認しております。

そうしますと、実際に多少余裕を見た配偶子の採取が行われて保存される。実際には全部を使うとは限りませんので、当然、余剰未受精卵、あるいは精子もそうかもしれませんけれども、配偶子が残るということは十分に予想される。そういうことなどが今一部で行われていることもあわせてご紹介いたします。

（薬師寺会長）西川先生、何かございますか。

（西川委員）インフォームド・コンセントなんですが、帝王切開される方について、羊膜をいただくために患者さんの治療とは関係のない研究についてインフォームド・コンセントをとるといって行われているところがあるというのがありますから、そういうケースはいろいろとあると思います。

（薬師寺会長）ですから、勝木先生、そういうことでございますので。

（勝木委員）今初めて藤本先生がおっしゃった それは、でも研究目的の採取ではありませんね。それは、完全に医療目的の採取ですので、その後にそれを余剰胚と同じように転用するという話ですね、多分。そういう話ですね。私もちょっと、そういうのはあまり想定していませんでしたので、そのときに生ずるさまざまな問題というのをすぐに思いつきませんが、ちょっと躊躇いたします。

（位田委員）すみません、着床前診断の問題にまた戻って申しわけないんですが、やはり一応はヒアリングもしましたので、こういう受精胚の利用の仕方があるんだということは書いておいて、しかし、我々は結論が出せなかったという、あまり格好はよくはありませんが、議論はしたけれども、なかなか判断を下しにくいという結論を出す方がある意味では潔いかなと。全部消してしまうと、どこまで我々が理解をしていたか、もしくは認識していたかということまで消えるような気がしますので、何らかの形で前の方には残しておいた方がいいのではないかなというふうに思うようになりました。

（薬師寺会長）これは、やや社会科学者の私としては、町野先生、その辺で泣いていただければ、この辺は解決いたします。

（町野委員）結構です。それでしたら、私、もちろん少数意見を書きます。しかし、そういうことでも、やはり自分たちの無能をさらけ出すというのは非常によくないと。

私自身は、中間報告の補足意見に書きましたとおり、自分の結論を持っており

ます。私は報告書の中で問題を提起した以上は、やはりきちんと最後まで考えるべきであり、わかりませんというのは、潔くないを乗り越えて、かなり情けないという感じがします。それは私の趣味ではないですけども、皆さん方そうおっしゃられると。

(石井委員) ちょっとよろしいでしょうか。

(薬師寺会長) はい、どうぞ、石井先生。

(石井委員) 判断できなかつたという趣旨が違ふと思います。時間的に全部議論することができなかつたので、判断をしなかつた。できなかつたではなくて、しなかつたということだと思ひます。中間報告に載っているのだから、なぜ削除したかということは少なくとも書かなくてはいけないだらうと思ひますので、全く触れないということはあり得ないと思ひます。

(町野委員) 今の趣旨ならもちろん結構でございます。私は、わからないからやめたということは絶対認められないと思ひます。

(薬師寺会長) わかりました。社会学者は言葉がとても重要でございますので、今の石井先生の考えで合意が立ったので、そういうふうに書かせていただきます。

それでは、あとほかに。

藤本先生。

(藤本委員) よろしゅうございますか。

時間が切迫している中、申しわけございませんが、4ページの3.の(1)のアの基本的考え方の一歩下の ですが、「未受精卵の採取形態にも制限が必要」というのは、具体的にはどういう内容を意味しているのでしょうか。採取形態という言葉だと理解できないのですけれども。

(薬師寺会長) 事務局、お願いします。

(外山参事官) 用語が適切かどうかはあれですけども、それを踏まえての5ページの、裏返しの形になりますけれども、(3)の未受精卵等の提供者というところがあって、アの「研究目的のみを目的とした未受精卵採取」、「母体等への侵襲性等を考慮し、認められないものとする」と、ここに呼応する……。

(藤本委員) そうすると、採取目的ということ。

(外山参事官) ここに呼応する話であります。

(藤本委員) 形態というよりは、むしろ採取の目的というふうに理解されることですか。

(外山参事官) 経膈的か経腹的かということではなくて……。

(藤本委員) 採取方法ではなくて。

(外山参事官) そういう倫理的な観点に立って、制限が必要だという趣旨でございます。

(藤本委員) そうすると、形態という言葉が本当に適切かどうか、ご検討いただければと思います。

それからもう1点、先ほどのご説明で質問させていただきましたが、もしよろしければ訂正いただきたい点は、5ページの下から10数行目になりますか、(3)のイのところの「適切なインフォームド・コンセントを前提として、患者の治療に関連する目的の場合に限り認める」と、未受精卵の採取について規定しているのですけれども、日本産科婦人科学会の昭和60年の会告では、患者さんの治療そのものだけを目的としてはいないのです。生殖医療全体の研究のために、発展のためにを目的として会告になっていますね。

ですから、この文章ですと、使われる未受精卵そのものは患者さんの不妊原因の究明ということになると、非常にスペシフィックなものになってしまうので、ここは表現を改めていただいた方がよろしいかと思えます。

(薬師寺会長) 説明してください。

(外山参事官) この患者の治療に関連するというのは、もちろん患者の治療そのものというよりも、患者の治療に関連する研究なんですけど、若干産婦人科学会の意とするところと違いますのは、やはりその卵を用いて研究するためには、例えば患者さんの病気の克服に全く無関係なものに範囲を広げるのはどうかという意識があって書いておりますので、それは1つの議論なんです。

つまり、患者の同意があれば、患者の病気と無関係にどんなものでも、研究にも産婦人科学会として使ってもいいという戒告があるんだとすると、それと若干違うんです。それは、今までの皆様のご議論を斟酌してこういう表現になっておりました……。

(藤本委員) ただ、その学会の会告との対比といいますか、比較についての問題は一度もここでは論議されていなかったと思います。

(外山参事官) お休みだったところで若干議論があったことがございます。ちょっと私も頭が混乱してうる覚えでございますけれども……。

(藤本委員) では、取り消しますが、更なる討議が必要です。

(外山参事官) そうということがあって、島園委員がおっしゃったように、産婦人科学会として、みずから今までのそういった登録されている研究に関して、どう

いう使い方をしているのかという最新の資料を出してくれということであったというふうに思っております。

(藤本委員) 了解しました。

(薬師寺会長) これがその資料のもとに書いた……。

町野先生、どうぞ。

(町野委員) ヒト受精胚の倫理的な位置づけということですから、恐らく根本に係るところで、結論のところにも響いてまいります。まとまったようなので、私はあえて変えるということはいませんが、もしできたらご考慮いただきたいという趣旨で、補足意見として出しましたことを、若干つけ加えさせていただいてよろしゅうございましょうか。

1つは、人かモノかという問題の提起は完全に誤りだったということです。どっちでもないことはだれが見ても明らかなんですから、それは愚問というものです。第2に、答え方として、中間的な存在だということも非常におかしい。中間というのは、連続性の中の中間ですから、赤ん坊と子どもとの中間はどこであるかというような問題ですから、眼鏡と人間との中間はどこにあるかと聞いて、それがヒト胚であるという返事の仕方というのはまことにおかしい。中間という表現も誤りです。

ですから、このような誤りの由来は、意見書にも書きましたが、ヒト受精胚は「人の生命の萌芽」であるという表現によるものだと思います。ヒト胚が人でないことは明らかです。ヒト胚は我々と同じ人ではない。しかし、人の生命であることは明らかです。ですから、「人の生命であり、人の萌芽である」というのが正しい表現だったろうと思います。それを1つに縮めたために、いろいろなところで問題が生じてきたということです。

それからもう一つは、ヒト受精胚を用いることは「人の尊厳」を侵害するけれども、他の価値が凌駕するから、これを認められる例外的な場合があるという論理の運びです。これには、私はかなり異論を持っておりまして、結論は同じかもしれませんが、「人間の尊厳」を侵害する行為が認められるわけがないというのが私の考え方です。だから、やはり「人間の尊厳」の侵害がないときに初めて認められるという言い方が、恐らく倫理的には正しいのではないかと思います。しばしば、生命倫理に反するけれども、こちらの方が価値があるからこれは構わないという議論をされることがありますが、それはおかしい議論です。やはり、生命倫理的にやってはいけないことは、やってはいけないはずです。安

易なバランス論で物事が運ぶというふうに考える方向、この報告書がそちらの方に誤解を誘導することになったら、私はかなり問題だろうというぐあいに思います。

それからもう一つは、セラピューティック・クローニングのところでまたもう一回申し上げようと思いますが、簡単に言いますと、セラピューティック・クローニングもヒト胚、ヒト受精胚と全く同じような性質を持つヒト胚をつくって、それを研究、医療に用いるわけですから、ヒト受精胚の作成と同じ論理をこちらでまずクリアしなければいけないという、その論理性をやはり理解していただくことが大切だろうというぐあいに思います。

(薬師寺会長) 鷺田先生。

(鷺田委員) 今の町野委員のご意見に関して、ちょっと補足するような形で申し上げたいんですが、4ページの3の(1)のア、基本的な考え方のところ、この最初の丸と次の丸がありますね。最初の丸は「原則、認められない」、それから2番目の丸が「例外的に認められる」、つまりこの間をどう埋めるかということが、結局この報告書が論理的になるかどうかという一番肝心のところだと思えます。それで、今それをここでまた改めて議論しようという気は毛頭ありませんが、まず最終報告案の草稿をどなたが、きょうの会議に基づいてどういうふうにお書きになるのかということなんですが。

(薬師寺会長) そのことに関しましては、私が提案いたします。

(鷺田委員) わかりました。

(薬師寺会長) ただ、それは、先生方のご意見を全部取り入れた形で。

今の点はいかがでしょう。町野先生の中間的な存在と、それからここでは前にお渡しした合意の点を書いてあるということでございまして、「人の生命の萌芽」という戻ったご議論がございましたけれども、ここはそういうふうに合意をしたということで、一部分、その補足的なことも、きちんとその合意の内容についても書かなければいけない。それから、研究目的の受精胚の作成に対しては「原則、認められない」というふうに言っているわけですので、それはそれなりにやって、その前に例外をやる場合には、この後のいろいろな議論の中で書かざるを得ないと。鷺田先生、こここのところはこういうようなつもりでございませうけれども。

(鷺田委員) ただし、今現在書かれている次の丸は、もし認めるとしたらこういうことに注意しなければならないという附帯条件であって、例外的に認めること



の条件ではないのですね。だから、最初の丸と2番目の丸を、「しかし、例外的に認められる。なぜなら」という論理がやはり中間報告では書かれていないし、それから我々の委員会ではそれについて、認められるということすら合意されない方ももちろんありますし、「例外的に認められる」のときに例外的とは何か、それからなぜ例外的にその場合は認められるかの合意ができていないと思います。

(薬師寺会長)先生、私は今、井村先生の表を見ているわけですがけれども、例外を認めない見解があって、それから例外を認める見解の中に、生殖補助医療に限定する見解と、それから難病に関する研究にも認める見解というのがあって、その場合の条件がどういうものであるかということは、やはり書いていかなければいけないというふうに思っております。

(鷲田委員)そうです。それと、論理的であるためには、では難病に限っては認めるという、これは多くの方の意見だと思うんですが、その理由なんです。その理由が書かれていない。

今、町野先生は、その理由に関しては「受精胚の価値を凌駕する」という、その凌駕するという考え方は誤りであるというふうに町野先生はおっしゃったわけです。そこの理由づけのところなんです。それを書かないといけないと思います。

(薬師寺会長)はい、わかりました。

勝木先生。

(勝木委員)今の点で、私は町野先生のご意見と全く同一で、めずらしいことかもしれませんが、その「凌駕する」ということが書かれますと、これは……

(薬師寺会長)私が会長になって、だんだん意見が一致するようになっていたでいて。

(勝木委員)これ以上申し上げなくても、おわかりになると思います。

ですから、要するに比較衡量しているんですが、できないものを比較衡量することは、ここでそれができるように書いてありますけれども、それはやはりちょっと問題があると思います。

(薬師寺会長)ありがとうございました。

位田先生、どうぞ。

(位田委員)4ページの下の方、3.の(1)のイ、「生殖補助医療研究目的での」云々とあります。その2つ目の丸の一番最後に、下線が引いてある「新たに定める規範の下で実施を認める」という、そこまでここで議論したか、という気

がいたしますが。公的な審査機関だったか何か、そういう話はしたと思うんですが、新たに規範を定めるというところまで議論したかなというふうに思います。かつ、この場合の「規範」というのは、国が定める規範ということでしょうから、産科婦人科学会の会告ではなくてという趣旨だろうと思いますので、そこまでここできちっと議論して詰めたかなという気がいたします。

(薬師寺会長) はい、そういう趣旨です。

ここのところは、議論したかどうかということではなくて、例外を認める場合のルール、きちんとした規範が必要であるというような書き方でなかろうかと思うんですけれども、事務局はどうですか。

(外山参事官) 確かに、ここの場所では議論されていないんですけれども、不十分といいながら、最後のこの制度論のところではいろいろな議論がされて、その中にガイドラインであるとか、あるいは法律であるとか、あるいは法律に基づくガイドラインとかいろいろな提案がございましたけれども、少なくとも今の団体だけに任せておくという選択肢は、いろいろな先生からもなかったわけで、それを逆に考えると、ここにおいてもそういうことについて何らかの言及をしておくべきではないかと、こういうご指示であったというふうに思っておりますけれども。

(薬師寺会長) 位田先生、実はそういう指示であります。後ろの方の制度の話もありますから、ここは言わざるを得ないのではなかろうかと、こういうふうに僕は考えたんですけれども。

島園委員。

(島園委員) この案は、結論というものが全部書いていなくて、ここだけ書いてあるという感じなんです。ここは、認めるということでお考えなんだなということ、まず確認させていただきたいと思います。

それから、ほかの結論というところは、どこでどのようにお決めになるつもりなのか、一番大事なことが何も示されていないので……。

(薬師寺会長) まずここは、こういう骨組みの中をご提示申し上げて、先生方にちょっと議論していただいて、その議論をもとに書くわけで、先生方のお考えを全然無視して書くつもりはなくて、そして勝木先生もおっしゃったようなこの中の議論は私も了解しておりますので、その中のロジックみたいなものはきちんと書いていこうということで、今日は最初でございますので、そういうことでございます。

(島園委員) しかし、意見書の提出に際しては、どの立場をとるかということの

提出を求められたわけで、しかも12日と20日の議論で最終報告書に近づくと  
いうことをおっしゃっておられるわけですから、その一番大事なところを議論し  
ないで途中の条項ばかりを議論していても始まらないと思いますが、どのように  
お考えなのか、今後どのように結論のところを決められるつもりなのかお伺い  
したいと思います。

(薬師寺会長) それは、時間の最後でちょっと私から申し上げますので、それは  
きちんとした私の考えがございます。今、少しここでとめたのは、「新たに定め  
る規範の下で実施を認める」ということに対しましては、先生方に関してはやは  
り反対の考え等がございますので、それは考慮に入れたいというふうに思いま  
す。ですから、ここをずっと推すというわけではございません。そういうことでご  
ざいますので、よろしゅうございますか。

石井先生、どうぞ。

(石井委員) 先に進む前に、1点、先ほどの町野先生のご意見について。私は  
「人の生命の萌芽」というのは、「人」が漢字になっているということに意味が  
あると思っています。

先ほど町野先生がおっしゃったような意味で中間的な存在だと言っ  
てはいない。そういう意味で使われることについては、合意していないと思いま  
す。前にも、人の生命として尊重される存在であるということを示すためにこそ  
「人の生命の萌芽」と呼んでいると申し上げたつもりです。

もう一点は、4ページの3は、作成と利用を一まとめにするということ  
ですけれども、ここで一番問題になったのは、作成の問題、ヒト受精卵を新たにつ  
くるということだったので、作成・利用と一まとめにしてしまっ  
て論じることには問題があるのではないかと。やはり、作成の問題点をきちん  
と明らかにする必要があります。より厳しく制限されるべきであるという一言  
で区別される問題ではないと思います。

(薬師寺会長) 今、石井先生がおっしゃったような作成・利用というものを、こ  
こでは一まとめにして書いていますけれども、作成に関しては非常に重要な問題  
として、認識として後が続いておりますので、そのような先生のお考えみたい  
なものを、やはりこの中に入れ込むということによろしゅうございますか。

それでは、一応時間が、もう30分でやめさせていただきたいと思いま  
すけれども、できますればこの第3章のことに关しまして、少し進めさ  
せていただい  
てよろしゅうございますか。

(高久委員)申しわけないのですが、5ページの「未受精卵等の提供者」の最初の「母体等への侵襲性等を考慮して」、はっきり認められないとするわけですか。そうすると、今「Nature」で話題になっています韓国でおこなった様な研究は全く認めないということになるわけですか。

(薬師寺会長)この辺は、こういうふうに書きましたけれども、ご議論していただきたいと思います。

(高久委員)それから、「研究目的のみ」という限定が非常に難しいのは、最終的には医療への応用を考えているわけですから、善意の提供者を否定してしまうということには、問題があると思います。

(薬師寺会長)はい、わかりました。それは、そういうご意見があるということです。

島菌先生。

(島菌委員)薬師寺会長は、どの意見もまあまあということで、しかし全く違う意見なのですね。それをどちらも取り入れるということは不可能なので、これからどういうふうに議論をなさるつもりなのか。ちょっと私どもも、3時までの予定でここに来たのに延びているんですけれども、どういう手順で今後行われるのかわからないと、全く徒労感に襲われますので、どうぞお考えを。

(薬師寺会長)延長しまして申しわけありません。やはり、これだけの問題を2時間でというのはなかなか難しいので、ちょっとご無理を申し上げて、3時半までやらせていただきたいと思いますが、ここのいわゆるポイントは、中間報告書の土台みたいなものを受けて、そしてそれから患者さんも含めて8の方に、ヒアリングをきちんとやらせていただきました。それをベースに、それから専門の先生たちにも全部言っていただきまして、そういうようなものをベースにまず書きかえているわけでございます。

私としては、先生方のお考えみたいなものを伺って、やはり筋道の一貫性を重要視している。その筋道の一貫性の議論として伺っているわけでございまして、今、私の考えをどういうふうにするかというような立場ではございません。次回には、きちんとした立場でやらせていただくのですけれども、今日はこの筋道に関して合意をいただいたものをご議論していただいている。

それで、大変申しわけないんですけれども、そういうようなことで第3章の方も行ってよろしゅうございますでしょうか。申しわけありません。

では、もうこの辺でいかがですか。ちょっと、これはもう無理をお願いしてい

るので、ご予定なんかもあると思いますので、クローン胚等の話も第3章はございますけれども、どういうふうにいたしましょうか。私も、ちょっと提案があって、次回に例えば3時間か4時間をまずとっていただくのか、それはやはり非常に難しいと思いますけれども、どういうふうにいたしましょうか。第3章に関しましても、もう少し説明だけ事務局からさせましょうか。よろしゅうございますか。それとも、もう先生方はとても予定が入っておられるということで、事務局、どうしましょうか。

(位田委員)説明だけしていただいて、そうでないとまた次回その説明が……。

(薬師寺会長)それでは、ご予定の先生方、本当に申しわけありません。

では、第3章の説明だけ事務局からしてください。

(外山参事官)6ページ、第3.人クローン胚等の特定胚でございます。

これは、クローン胚以外についてはほとんど議論されていないというご指摘もあって、表題から人クローン胚等の特定胚というふうにしてございます。中間報告にあった特定胚の種類と性質については、本文では触れず、必要に応じて巻末に回すということでございます。

(薬師寺会長)事務局、会議の成立の問題を位田先生に言われたんですけれども、どうですか。

(外山参事官)11名が必要なんですけれども、特にこれで最終的に決をとらなければ問題ないかと思います。

ただ、あまりにもいなくなると、実質的に意味があるかということもありますので、会長にご判断いただきたいと思います。

(薬師寺会長)第3章は、重要でございますので、これをごらんいただきまして、そして次回に回らせていただきたいと思いますけれども、それでよろしゅうございますでしょうか。

申しわけございません。やはりこれだけ重要な話ですから、2時間は大変難しく、私の時間の計測ミスでございます。

それで、次回でございますけれども、次回は20日に予定しております。それで、そのときにこの第3章以下もご議論していただいて、そして前半の部分に関しましては、もう少しきちんとした文章も入れて書かせていただきます。それは、暫定でございます。

それで、予定としては、20日の議論がどういうふうになるかわかりませんが、総合科学技術会議で今までの議論の状況を正確に私にご説明申し上げます。

す。それで、最終報告書に関しましては、20日以降どうなるかわかりませんが、やはりきちんとした時間をとらせていただくように考えております。

そういったしますと永遠に、政治学でいうと時間稼ぎということでフリーバスターということがございますので、そういうことはしないつもりでございます。つまり、皆様のご議論が基本方針ででき上がって、その中で内容のところがあって、先ほど決めていただきました方針の中できちんと文章案をつくるということになりますので、20日とプラス1回ぐらいでまずこちらの原案をきちんと出させていただきますので、それに対してご議論していただくというふうに考えております。それでよろしゅうございますでしょうか。本日は、もうこれでやめるつもりでございます。

島園先生。

(島園委員) 少数意見を提出する時期というのを、考えているんですけども…

…。

(薬師寺会長) きちんとした時間をとらせていただきます。時期ということは、今の段階では少し申し上げることにはございませんで、まず20日がございます。20日にこれを全部終わらせていただいて、そして案みたいなものがどれだけできるかわかりませんが、少し努力してみます。それに対して、いわゆるそれが全部終わった段階で、その日にできるかどうかわかりませんが、6月に入りまして1回ぐらいの中では、多分こちらのきちんとした考え、私の考えが出ると思います。それに対して少数意見をいただくということになると思います。

そういうことになりますか、それでは難しいですか。

(外山参事官) それは、会長のご判断ですけども、ですから5月いっぱいまでの程度まとまるかによって、6月をどの程度やるかというのは決まってくるというふうに理解させていただければと思いますけれども。

(薬師寺会長) 私は、いろいろ注意を受けているんですけども、法律に遵守するということが重要なんですけども、何回も申し上げているように、5月で一生懸命やるつもりであります。

ただ、今日これを全部終わるつもりでいたんですけども、それができませんでした。それほど重要な話でございますので、次回にこれを全部やらせていただいて、それに対して私はある種のいわゆる提案みたいなものをさせていただきたいと思います。そういう形で、それはやはりそれに対してご意見をちょうだいするということになるかと思っております。

それで、6月のことは言っではいけないというふうに言われておりますので、それは少し訂正させていただいて、いずれにしてもそういう手続はとらせていただきます。

(島園委員) 6月のことは、外山参事官が言われた立場なのか、薬師寺会長が言われた立場なのかどちらか。

(薬師寺会長) それは、私は先ほどの言い方を訂正いたしましたので、きちんと時間をとってやらせていただいて、6月云々については訂正させていただきます。結果として、やはりいい報告書ができるということはどうなるかわかりませんが、今6月にどういうふうにするかということは、少し控えさせていただきたいと思います。これは、島園先生は私の立場をご理解していただきまして……。

(島園委員) とても理解できないですよ。

(薬師寺会長) これはもう大変な仕事でございますので。

よろしゅうございますか。

どうも、会長の不手際で30分超過いたしました。先生方がだんだんいなくなって寂しくなりましたけれども、これで終わらせていただきます。

本当に、ご協力ありがとうございます。どうもお疲れさまでございました。

午後 3時30分 閉会